

仕 様 表（作成例）

※本仕様表の根拠と目的

令和7年4月1日施行される改正建築基準法施行規則(以下「規則」といいます。)第1条の3、表2に規定されている「特定木造建築物※」に該当する場合は、建築基準法施行令(以下「令」といいます。)第三章第二節及び第三節の規定に関して、改正規則によって申請図書として新たに定められた「仕様表」に必要事項を記載した場合は、基礎伏図、各階床伏図、小壁伏図及び2面以上の断面図を当該仕様表(表2中の該当条項部分に限る。)に代えることができることとなります。

また、規則第1条の3第6項の規定に基づき、申請図書に明示すべき事項を「仕様表」に明示した場合は、その申請図書への明示を省略することができ、他の申請図書に明示すべき事項のすべてを「仕様表」に記載した場合は、その申請図書の添付も要しないこととなります。長野県では、国が示している「確認申請・審査マニュアル」を基に、独自の様式として仕様表(作成例)を定めることとしました。

従って、本仕様表(作成例)に記載している「建築基準関係規定(令第9条に規定されている関係法令等を含む。)」については、「設計の仕様」の欄に必要事項を記載し、各規定の適合確認を行うことができる場合は、規則第1条の3、表2に基づく申請図書に明示すべき事項に代えることができ、また、添付すべき申請図書に明示すべき事項をすべて本仕様表に記載した場合は、当該申請図書の添付を省略することができます。

なお、本仕様表に記載することをもって、すべての建築基準関係規定に関して申請図書の添付を要しないということではなく、各規定の内容や規則に定められた明示すべき事項の内容によっては別途申請図書の添付が必要となります。本仕様表は、建築確認申請における申請図書となることに加えて、確認審査をより効率的に行うとともに、確認申請を行うに当たっての建築基準関係規定のチェックリストとしても活用できるものです。

※特定木造建築物:細則第1条の3第1項第1号イ(2)に規定されています。具体的には、木造建築物のうち仕様規定の範囲内(構造計算を行わず。)で構造安全性を確認する建築物が対象となります。

※本仕様表の対象としている建築物

本仕様表は、木造軸組構法による2階建て一戸建て住宅や改正前の建築基準法(以下「法」といいます。)第6条第1項第4号建築物等の木造小規模建築物を対象として適用される建築基準関係規定を対象に作成しているものです。本仕様表は、これらの対象としているすべての建築物に適用される「単体規定」に関する規定と、都市計画区域及び準都市計画区域内において適用される「集団規定」に関する規定(長野県においては都市計画区域内のみに指定されている法第22条区域の規定を含む。)について区分して作成しています。

なお、対象とはならない規定についても記載していますので、実際に確認申請を行う建築物に適用される建築基準関係規定について、規則第1条の3に規定されている添付図書と図書に明示すべき事項をもとに削除又は追加して作成してください。また、特殊建築物等の申請について使用する場合は、適用される規定に関しては、適宜追加して作成してください。

また、本仕様表(作成例)は、「作成例」として示しますので、建築基準関係規定の審査が可能な内容を記載するなど、確認審査に対応できる内容であれば独自に作成することが可能です。

▶作成に当たっての留意点

①本仕様表は規則第1条の3表2等に規定されている図書において明示すべき事項を、文章によって明示できる事項を「設計の仕様」の欄に記載するものです。従って、確認審査において建築主事等が建築基準関係規定への適合状況が確認できるものでなければならないものであり、明示すべき事項が「位置」や「形状」といった図化によってのみ確認できる事項は、本仕様表によらず、申請図書への記載が必要です。

②仕様表は、建築士法第20条に基づく「設計図書」であり、確認申請に添付する申請図書となります。従って、業務に必要な建築士としての表示行為が必要であり、確認申請に添付する図書は正本としての記名が必要となります。

③増改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替及び用途変更の確認申請を行う場合は、既存部分を含めて本仕様表への記載が必要です。既存部分が「既存不適格」に該当する場合は、別途「既存不適格調書」を添付し、緩和規定を適用する場合は、緩和を受けるための関係規定への適合状況を示す図書を作成する必要があります。

④集団規定に関する事項は、都市計画区域及び準都市計画区域外では作成する必要はありません。都市計画区域内では単体規定及び集団規定のいずれもの仕様表を作成する必要があります。

⑤申請しようとする建築物が敷地内に別棟で複数ある場合は、「単体規定」に関する仕様表は棟ごとに作成し、「集団規定」は敷地単位で作成してください。

▶記載方法等

申請建築物が審査対象となる建築基準関係規定について「適用有無」欄のチェックボックス(□)に☑を付けてください。

上記で適用となる規定について、「規定の概要・ただし書き」を参考に、また、必要に応じて関係条文等を参照したうえで実際に設計を行った内容について、「設計の仕様」欄に記載している選択できる仕様についてチェックボックス(□)に☑を付け、また、具体的に記載する必要がある項目は設計した仕様を記載してください。記載に当たっては、「備考」欄及び規則の規定内容を確認して、別途添付すべき図書や明示すべき事項を作成又は明示してください。

「設計の仕様」欄において、選択項目のない「必須事項」と記載されている事項は、該当する規定において、記載の規定に適合しなければならないことを示しています。(☑がなければならない事項です。)

▶「適用」欄の凡例

○:本仕様表が対象とする建築物において、一般的に適用がある規定 △:本仕様表が一般的に適用される規定ではありますが、現時点では長野県内において適用する地域指定がない規定等

▲:本仕様表において対象としている建築物からは用途、規模から一般的に適用されない規定 一:具体的な基準や制限等が示されていない規定

仕 様 表

建築主名		設計者名(本仕様表の作成者:複数の場合はすべて記載)	
建築場所		建築物の用途・規模(階数及び延べ面積)・構造	

規則第1条の3第1項関係(1表・2表及び4表) 建築設備に関しては第4項(1表・2表)及び第5項(1表)

▶共通事項

①該当条項において、ただし書等の許可、承認等を受けている場合は、許可書、承認書等の写しを添付するとともに、許可条件がある場合で、図書に明示すべき事項がある場合は、関係図書に明示します。

②該当条項において、国土交通大臣の認定を受けている場合は、材料、構法等の名称と認定番号を関係図書に記載するとともに、認定書の写しを添付します。なお、建築主事等がデータベースにおいて認定内容を確認できる場合は認定書の写しを添付していません。

I-1 単体規定に関する建築基準法の条項

建築基準法		施行令		適用区分	項 目 (条文見出し等)	規定の概要	ただし書き (適用除外規定)	適用有無	設計の仕様	備 考
章・節・条	項・号	章・節・条	項・号							
第2章 第19条	第1項			○	敷地の衛生及び安全	敷地は接する道の境より高くし、地盤面は接する周囲の土地より高くする。	敷地内の排水に支障がない場合又は防湿の必要がない場合	☐	【以下のいずれか選択と記載】 ☐ 道路境界・周辺土地より高い ☐ いずれかが低い[措置等(支障のないこと)の内容を以下に記載]	敷地と道路、周辺の高低差は配置図に明示 ※第19条関係は規則第1条の3の表2の適用条文はありません。(表1の各図書に一般に記載すべき事項として提示しています。)
	第2項			○		湿潤、出水のおそれの多い又はごみ等で埋め立てられた土地は、盛土、地盤改良等の措置を講ずる。		☐	【以下のいずれか選択と記載】 ☐ 湿潤、出水のおそれ、ごみの埋立地ではない ☐ 湿潤、出水のおそれがある、又はごみの埋立地である[措置等の内容を以下に記載]	
	第3項			○		敷地には、雨水、汚水を排出し、処理するための下水管、下水溝又はためます等の施設をする。		☐	【以下のいずれか選択と記載】 ☒ 下水道等へ接続又はためますを設置する ☐ 下水管等へ接続せず、ためますも設置しない[設置しない理由又は措置等の内容を以下に記載]	接続位置、ためますの位置は配置図に明示する必要がある。
	第4項			○		かけ崩れ等による被害の恐れがある場合は、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。		☐	【以下のいずれか選択と記載】 ☐ かけ崩れの恐れはない ☐ かけ崩れの恐れがある[措置等の内容を以下に記載]	擁壁設置の場合で確認申請を要する場合(高さ2mを超えるもの)は、別途確認申請を、確認申請を要しない場合は、構造図などの関係図書を添付
	第3章 第2節 第37条			○	構造部材の耐久	構造耐力上主要な部分で腐食、腐朽、摩耗の恐れのあるものは必要な措置をした材料を使用する。		☐	【以下のいずれか選択と記載】 ☐ 腐食、腐朽、摩耗のある材料を構造耐力上主要な部分に使用しない ☐ 腐食、腐朽、摩耗防止のための措置をした材料を使用する[使用する部分と材料及び措置の方法を以下に記載]	

	第4項	○		適用除外規定	平成12年建設省告示第1347号に基づく構造計算による場合は、2項と3項は適用しない。 【参考：関連告示】 平成14年国土交通省告示第474号及び平成14年国土交通省告示第667号	☐	【以下のいずれか選択と記載】 ☐ 2項、3項の適用除外を受けない ☐ 適用除外を受ける(構造計算が必要)	・適用除外を受ける場合は構造計算書及び計算根拠となる図書を添付(規則表3の図書) ・適用除外を受ける場合は、上記3項①～⑧の該当する事項のみ記載
	第5項	○		杭打ち時は、打撃力等の外力に対して構造耐力上安全なものであること。		☐	【以下のいずれか選択】 ☐ 杭打ちは行わない ☐ 杭打ちを行う(杭打ち時、打撃力等に対して構造体耐力上安全である(必須事項))	
	第6項	○		木杭は常水面下にあるようにする。	平家の木造建築物に使用する 場合	☐	【以下のいずれか選択】 ☐ 平屋の建築物 ☐ 木ぐいは使用しない ☐ 木ぐいを使用する(常水面下に施工する：必須事項)	
第39条	第1項	○	屋根ふき材等	屋根葺き材等は風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないこと。		☐	【使用する材料及び工法を以下の①～③の部位について具体的に記載】 ☐ 屋根葺き材の固定【以下のいずれか選択及び記載】 ☐ 瓦以外の材料で葺く【材料の仕様を以下に記載】	・長野県内はすべて基準風速30m/Sである。 ・構造方法を構造詳細図等の図書に記載した場合は左欄の記載は不要
	第2項	○		屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭和46年建設省告示第109号に適合すること。		☐	☐ 瓦で施工【以下の部位ごとに緊結方法を記載】 ・平部の緊結方法 ・むね部の緊結方法 ・軒・けらばの緊結方法	
	第3項	▲		「特定天井」は、平成25年国土交通省告示第771号の構造方法に適合する。		☐	②屋外に面する部分のタイル等の緊結【以下のいずれか選択と記載】 ☐ 屋外にタイルは使用しない ☐ 屋外にタイルを使用する【以下に緊結方法を記載】	
	第4項	▲		特定天井で腐食等の恐れのある材料を使用する場合は防錆等の措置をした材料を使用する。		☐	③太陽光システム等の防錆処置【以下のいずれか選択と記載】 ☐ 太陽光システムを設置しない ☐ 太陽光システム設置する【防錆方法を以下に記載】	
	第2章第3節第40条※以下網掛け部分は、特定木造建築物を対象とした規定	○	適用の範囲	木造建築物としての構造規定が適用される建築物を規定	茶室、あずまやその他これらに類する建築物又は延べ面積が10㎡以内の物置、納屋その他これらに類する建築物については、適用しない。	☐	※一般に特定木造建築物等(一戸建て住宅等)は該当する建築物とならない ※一般に特定木造建築物等(一戸建て住宅等)は該当する建築物とならない	
第41条		○	木材	構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による耐力上の欠点がないこと。		☐	【以下のいずれか選択と記載】 ☐ 第三節(木造の規定)が適用される ☐ 第三節(木造の規定)が適用されない【適用除外となる内容を以下に記載】	・適用除外建築物の場合は第3節の規定の記載は不要 ・第2表の令第3章第3節において「開口部の位置、形状、寸法」を明示する必要があるが、仕様表では記載できないため、別の図書(立面図等)に記載
						☐	①節、腐れ、繊維の傾斜、丸身等による欠点はない(必須事項) 部材ごとの樹種・等級【①～④の部材ごとに以下に記載】 ①柱材 ②横架材(土台、梁、桁) ③筋かい材 ④その他部材(母屋、垂木、根太、間柱など)	構造耐力上主要な部分とは：壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。)
第42条	第1項	○	土台及び基礎	柱で最下階の部分に使用するものの下部には、土台を設ける。	以下のいずれかに該当 ①柱を基礎に緊結 ②平家建ての建築物で足固めを使用 ③柱と基礎とをだば継ぎなど、平成28年国土交通省告示第690号の構造方法により施工	☐	【以下①、②のいずれかを選択】 ☐ ①最下階の柱にすべて土台を設けている ☐ ②土台を設けていない柱がある【施工方法を以下から選択】 ☐ 柱を基礎に緊結する ☐ 平屋で足固めを行う ☐ 告示第690号による構造方法により施工	土台を設けない場合の施工方法については、別途構造詳細図を添付
	第2項	○		土台は、基礎に緊結する。	平家建ての建築物で延べ面積が50㎡以内のもの	☐	【以下のいずれか選択と記載】 ☐ 平屋で延べ面積が50㎡以内 ☐ 土台は基礎に緊結している【緊結の方法を以下に記載】	
	第1項	○	柱の小径	平成12年建設省告示第1349号により算出された割合以上であること。	国土交通大臣が定めた構造計算による場合	☐	【以下のいずれかにより柱の小径を計算：いずれか選択】 ☐ (公財)日本住宅・木材技術センターの早見表 ☐ 同上の計算ツール ☐ 構造計算	柱の小径の検討結果の根拠資料(早見表や計算ツールの内容又は構造計算書と計算に必要な図書)を添付
					平成12年建設省告示第1349号により算出された割合以上であること。	☐	【以下のいずれか選択と記載】 ☐ 2階建て以下 ☐ 3階建て以上【柱の小径寸法を以下に記載】	構造計算を要する場合は構造

第20条	第1項 4号イ	第43条		第2項	☐		3階以上の建築物の柱の小径は13.5cm以上とする。	1349号に定める基準に従った構造計算によって安全性を確認する。	☐	cm [3階建て以上の場合の柱の小径:以下のいずれか選択] □ 柱の小径は13.5cm以上である □ 柱の小径は13.5cm未満(構造計算を要する)	計算書と計算に要した図書を添付
				第3項	—		法第41条の規定による長野県内には条例制定なし。		☒		
				第4項	☐		柱の1/3以上欠き取る場合においては、その部分を補強する。		☐	[以下のいずれか選択と記載] □ 1/3以上欠き取る柱なし □ 1/3以上欠き取る柱あり[補強方法を以下に記載]	欠き取る場合は、位置を別途図書に明示
				第5項	☐		隅柱、準ずる柱は、通し柱とする。	接合部を通し柱と同等以上の耐力を有するように補強する。	☐	[以下のいずれか選択と記載] □ 隅柱、準ずる柱は通し柱である □ 隅柱、準ずる柱は通し柱ではない[補強方法を以下に記載]	通し柱とする柱及び補強する隅柱、準ずる柱の位置を別途図書に明示
				第6項	☐		柱の有効細長比(断面の最小二次率半径に対する座屈長さの比をいう。)は、150以下とする。		☐	□ 有効細長比は150以下である(必須事項) [各階の最大値の計算過程と結果を以下に記載] 1階 柱寸法(小径) cm角 ・座屈長さ(最大横架材間距離) mm ・断面最小二次率半径 (105mm柱:30.31 120mm角:34.64) ・1階柱の最大細長比(150以下) 2階 柱寸法(小径) cm角 ・座屈長さ(最大横架材間距離) mm ・断面最小二次率半径 (105mm柱:30.31 120mm角:34.64) ・2階柱の最大細長比(150以下)	・有効細長比=座屈長さ/断面二次率半径 (座屈長さは、柱の横架材間の垂直距離(両端ピン接合) 断面二次率半径は、断面二次モーメント/柱の断面より求める。105角又は120角の柱の数値は差表の数値となる。) ・注意点:吹き抜けに面する柱がある場合は、最下階(土台)から最上階(はり、けた等)までが横架材間距離となる。
		第44条			☐	はり等の横架材	はり、けたその他の横架材には、その中央部附近の下側に耐力上支障のある欠込みをしない。		☐	□ はり、けた等の中央部附近野下側に構造耐力上章のある欠込みはない(必須事項)	
		第45条	第1項	☐	筋かい		引張筋かいは以下のいずれかによる。 ① 厚さ1.5cm以上幅9cm以上木材又は9mm以上鉄筋 ② 昭和56年建設省告示第1100号によるもの ③ 国土交通大臣の認定を受けたもの		☐	[使用する引張筋かいを以下のいずれかから選択(複数の仕様がある場合は複数を選択)] □ 厚さ1.5cm以上、幅9cm以上の木材又は9mm以上の鉄筋(告示第1100号の仕様を含む:以下の①に仕様を記載) □ 上記に適合しない[引張筋かひのみで施工する場合選択 以下①、②のいずれかを選択し選択] □ ①告示第1100号の仕様による[以下に具体的な仕様を記載] □ ②大臣認定品[以下に製品名、仕様及び認定番号を記載]	・筋かいを圧縮筋かひの仕様のみで施工する場合は、第3項による筋交い端部の緊結により、引張筋かひにも対応できるものとして圧縮筋かひのみの記載で可能とする。 ・複数の筋かいを併用する場合は、該当する事項を全て選択し、必要事項を記載する。
			第2項	☐			圧縮力筋かいは以下のいずれかによる。 ① 厚さ3cm幅9cm以上木材 ② 昭和56年建設省告示第1100号によるもの ③ 国土交通大臣の認定を受けたもの		☐	[使用する圧縮筋かいを以下のいずれかから選択(複数の仕様がある場合は複数を選択)] □ 厚さ3cm、幅9cm以上の木材(告示第1100号の仕様を含む:以下の①に仕様を記載) □ 上記に適合しない[上記を含めて①、②のいずれかを選択し仕様を記載] □ ①告示第1100号の仕様による[以下に具体的な仕様を記載] □ ②大臣認定品[以下に製品名、仕様及び認定番号を記載]	・筋かい以外の耐力壁の仕様は令第46条第4項の欄に記載する。 ・今回改正に伴い、K型、多段筋かひも国土交通大臣認定により可能となっている。
			第3項	☐			以下のすべてによる ① 筋かいは、両端部を柱又ははりなど横架材に、ボルト、かすがい、くぎ等の金物で緊結する。 ② いずれか一方の端部を緊結する位置は、当該柱と当該横架材との仕口の部分であること。		☐	[以下のいずれか選択] □ 筋かいを設ける □ 筋かいを設けない(別仕様) [筋かいを設ける場合は以下の方法による(いずれも必須事項)] □ 筋かい両端を柱又は横架材に金物等で緊結する □ 筋かいの一方を緊結する位置は柱と横架材の仕口である	筋かいを設けない場合は、この規定は対象外
			第4項	☐			筋かいには、欠込みしない。	たすき掛けの場合は、必要な補強を行う。	☐	[以下のいずれか選択と記載] □ 欠込みはない □ 欠き込みあり[補強方法を以下に記載]	筋かいを設けない場合は、この規定は対象外
			第1項	☐	構造耐力上必要な軸組等		木造軸組み構造は各階の張り間方向及び桁行方向に、壁又は筋かいを入れた軸組を約合い良く配置する。	2項に適合することにより適用を除外	☒	[木造軸組み構造の基本事項] ※判断基準はなし	

第46条	第2項	○			適用除外要件(次の①又は②に該当) ①以下のア、イすべてに該当するかに該当する場合 ア 構造耐力上主要な部分が昭和62年建設省告示第1898号の基準に適合 イ 構造耐力上主要な柱の柱脚が一体の鉄筋コンクリート造の布基礎等に緊結 ウ 昭和62年建設省告示第1899号による構造計算により安全性を確認 ②方づえ、控え柱等があつて構造耐力上支障がない。	☐	【適用除外の有無を①、②から選択】 ☐ ①適用除外は受けない ☐ ②適用除外となる建築物である【適用除外となる根拠を以下のいずれかから選択】 ☐ 昭和62年建設省告示第1898号の基準に適合するとともに、構造耐力上主要な柱が一体の鉄筋コンクリート造の布基礎に緊結する ☐ 昭和62年建設省告示第1899号による構造計算によって安全性を確認 ☐ 方づえ、控え壁等があつて、構造耐力上支障がない【以下に具体的な仕様を記載】	・構造計算が必要な場合は構造計算書と計算に要する図書を添付 ・構造方法(仕様)を構造詳細図で示した場合は具体的な仕様の記載は不要
	第3項	○		①床組及び小屋ばり組には平成28年国土交通省告示第691号による木板などを設ける。 ②図屋組には振れ止めを設ける。	昭和62年建設省告示第1899号による構造計算によって安全性を確認する。	☐	【該当する事項を選択】 ☐ 床組及び小屋ばりに木板その他これらに類するものを告示に定める方法により設ける ☐ 小屋組には振れ止めを設ける ☐ 上記のいずれかを構造計算により安全性を確認する ・構造計算を行った部分(床組、小屋ばり、振れ止め)を以下に記載 ・床組及び小屋ばりに木板その他これらに類するものとして、火打ちばり、構造用合板(根太レス工法含む)などによる構法がある。 ・構造計算が必要な場合は構造計算書及び計算に要する図書を添付 ③小屋組の振れ止め仕様 	・床組及び小屋ばりに木板その他これらに類するものとして、火打ちばり、構造用合板(根太レス工法含む)などによる構法がある。 ・構造計算が必要な場合は構造計算書及び計算に要する図書を添付
	第4項	○		①軸組仕様:昭和56年建設省告示第1100号に定める仕様の軸組みあるいは国土交通大臣の認定を受けた構造であること。 ②必要な壁量:上記告示に基づく必要壁量に適合すること。 ③配置基準:平成12年建設省告示第1352号に定める軸組の配置基準(1/4バランス)に適合すること。 ④小屋裏物置(直下階面積の1/8以上が該当)がある場合は壁量計算において面積に算入していること。		☐	①構造耐力上必要な軸組の仕様を記載(複数ある場合は主要な仕様を以下に記載) ②必要な壁量計算の方法【以下のいずれかを選択】 ☐ (公財)日本住宅・木材技術センターの早見表 ☐ 同上による計算ツール ☐ 構造計算 ③小屋裏物置の有無(直下階面積の1/8以上が該当)【以下の以下のいずれかを選択】 ☐ あり(上記壁量計算において面積算入を要する) ☐ なし	・構造耐力上必要な軸組の計算過程及び計算結果、計算結果に基づく軸組みの配置及びすべての仕様は申請図書として作成し添付 ・小屋裏物置がある場合は、その位置、天上高さ、面積算定根拠等を示す図書を別途作成して添付
第47条	第1項	○	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口	平成12年建設省告示第1460号の構造方法に適合すること。 柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずるおそれがあるときは、柱を添木等によって補強する。		☐	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の仕様の検討方法【以下のいずれかの方法を選択】 ☐ 告示第1460号による選択 ☐ N値計算法による ☐ 構造計算による 【柱の局部座屈についていずれか選択】 ☐ 柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずる恐れはない ☐ 柱に構造耐力上支障のある局部応力が生ずる恐れがある【補強方法を以下に記載】	・使用する金物の仕様及び位置は別途図書を作成する。 N値計算、構造計算により場合は、計算過程と結果及び計算に要した図書を添付 ・構造耐力上主要な部分である仕口、継手の構造方法は、別途詳細図を添付 ・あらかじめ部位ごと、柱の引き抜き力に対応した仕口、継手の構造詳細図の一覧を作成し、その選択による方法も可能 ・国作成の申請審査マニュアルを参照
	第2項	○		ボルトには有効な座金を使用		☐	☐ ボルト締め場合、ボルトの径に応じて有効な大きさと厚さを有する座金を使用する(必須次項)【ボルトの径と座金の寸法を以下に記載】	
第49条	第1項	○	外壁内部等の防錆措置等	木造の外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙その他これに類するものを使用する。		☐	【以下のいずれか選択と記載】 ☐ 外壁は鉄網モルタル塗等腐りやすい構造ではない ☐ 軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、防水紙等を使用する【腐蝕的な使用材料と仕様を以下に記載】	
	第2項	○		柱、筋かい、土台は地面から1m以内の部分には、有効な防錆措置を講ずる。必要に応じて、しるありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずる。		☐	☐ 柱、筋かい、土台は地面から1m以内の部分には、有効な防錆措置を講ずる(必須事項)【使用材料ごとの防錆、防蟻処理方法を以下に記載】	
第4節第51条～62条		○	組構造	※申請建築物の部分、あるいは一部に用いる場合は、関係規定につて仕様表として作成する(以下7節まで同じ。)		☐		
第4節の2第62条の2～62条の8		○	補強コンクリートブロック造			☐		ブロック塀を築造する場合は、築造位置を配置図に明示し、令第62条の8の規定に適合することを示す図書(構造詳細図等)を添付するか、又は仕様を記載
第5節第63条～70条		○	鉄骨造			☐		
第6節第71条～79条		○	鉄筋コンクリート造			☐		
第6節の2第79条の2～79条の4		○	鉄骨鉄筋コンクリート造			☐		
第7節第80条		○	無筋コンクリート造			☐		

		第7章の2 第80条の3		○	土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法	国土交通大臣が定めた構造方法(平成13国土交通省告示第383号)を用いるものとする。	土石等の高さ等以上の高さの門又は塀が外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るよう設けられている場合	☐ [対象となる自然現象:以下のいずれか選択] ☐ 急傾斜地の崩壊 ☐ 土石流 ☐ 地すべり ☐ [衝撃を遮る方法:以下のいずれか選択] ☐ 建築物本体により衝撃を遮る ☐ 門、塀により衝撃を遮る 適用する構造基準の方法:以下のいずれか選択 ☐ 仕様基準による ☐ 構造計算による	・告示第383号に基づく構造基準(仕様基準)に適合することを示す図書の添付、又は構造計算書と計算に要した図書を添付 ・申請数地が区域指定の内外にわたる場合は、境界線を配置図に明示し、各区分の面積算定と構造制限の適用の有無を別の図書として添付
		第5章の4 第1節の2 第129条の2の3	第1項 第2号	○	建築設備の構造強度	昇降機以外の建築設備は、平成12年建設省告示第1388号に基づく構造方法を用いる。		☐ [以下の該当事項をいずれか選択と判断(必須事項)] ☐ 設備、設備の支持構造部、緊結金物で腐食、腐朽の恐れのあるものは必要な措置を講ずる ☐ 屋上から突出する水櫃、煙突等は支持構造部、構造耐力上主要な部分に緊結する ☐ れんが、石、CB、無筋コンクリート造の煙突の高さは鉄製支持設置以外は高さ90cm以下 ☐ 給排水管等は、捕食、腐朽措置、外力の衝撃に対して支障がなく、貫通部の措置や伸縮継手、地震などの衝撃に支障ない支持を行う ☐ 給湯設備は外力に対して支障のない構造とするとともに、設備の総質量(満水状態で機器を含めた質量)が15Kgを超える場合は地震により転倒防止のための措置を講ずる(告示による仕様による)	給湯器の転倒防止措置基準に適合することを示す図書(仕様書でも可能)を添付
第2章 第21条				▲	大規模の建築物の主要構造部等			☐	
第25条				▲	大規模の木造建築物等の外壁等			☐	
第26条				▲	防火壁等			☐	
第27条				▲	耐火建築物等としなければならない特殊建築物			☐	
第28条	第1項			○	居室の採光	居室には床面積の1/5から1/10までの間において居室の種類に応じ政令で定める割合以上の採光上有効な面積の窓などを設ける。 住宅の居室は1/7以上であること。	地階等に設ける居室、又は温湿度調整を必要とする用途上やむを得ない居室 国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置の措置が講じられている場合、1/10とすることができる。	☐ [次の①、②のいずれか選択と記載] ☐ ①適用除外の用途の建築物である[具体的な除外内容を以下に記載] ☐ ②各居室は政令で定める有効採光面積以上である[有効採光面積の計算過程と結果を別途添付] ☐ 上記において1/10の緩和規定を適用している[具体的な措置の内容を以下の記載し、有効採光面積の計算過程と結果を別途添付]	・有効採光面積の算定に必要な事項の図書への記載と計算過程及び結果を添付 ・規則第1条の3表2に規定する有効採光面積を算定するための敷地に接する道路、公園の位置、建具の位置、開口部の位置、境界からの水平距離及び垂直距離は、本仕様表では記載できないため、配置図、平面図、立面図、断面図等に明示
	第2項			○	居室の換気	居室には床面積に対して、1/20以上の換気のための窓等設ける。	政令で定める換気設備を設けた場合	☐ [以下のいずれか選択と記載] ☐ 各居室は1/20以上の有効換気面積がある ☐ 政令で定める換気設備を設置[具体的な換気設備の仕様を以下の記載]	・有効換気面積の算定に必要な事項の図書への記載と計算過程及び結果を添付 ・開口部位置、吸気口、換気口の位置、建具の開閉方法等は、本仕様表では記載できないため、平面図、立面図、断面図等に明示
	第3項			○	火気使用室の換気	調理室等の火気使用室は、政令で定める換気設備を設ける。	政令で定める室	☐ [以下のいずれか選択と記載] ☐ 火気使用室はない ☐ 火気使用室は政令で定める換気設備を設置する[具体的な換気設備の仕様を以下の記載し、換気設備の仕様を決定した計算過程と結果を別途添付]	・換気設備の仕様を決定した計算過程と結果及び設備の設置地を別の申請図書へ明示 ※換気設備の位置は本仕様表では記載できないため、平面図、立面図、断面図等に明示
	第4項			-	2室を1室にみなす規定				上記各項において適用できる規定を示している。
第28条の2	第1項 第2号			○	石綿に対する衛生上の措置	石綿等を添加した建築材料を使用しない。	石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたもの又は認定を受けたもの	☐ [以下のいずれか選択と記載] ☐ 石綿を添加した材料は使用しない ☐ 石綿を添加した材料は使用する[使用する材料の名称・認定番号を以下に記載]	
	令第20条の5・6			○	居室に使用する建築材料のクロルピリホスに関する基準	建築材料にクロルピリホスを添加しない。また、添加した材料を使用しない。	・建築物に使用して5年以上経過したもの ・国土交通大臣が認めたもの	☐ [以下のいずれか選択] ☐ クロルピリホスを添加した材料は使用しない ☐ クロルピリホスを添加している建築材料であるが、使用されている状態で5年以上経過している ☐ 国土交通大臣が認めた材料	
	第2項 第3号	令第20条の7		○	居室に使用する建築材料のホルムアルデヒドに関する基準	内装材、天井裏へのホルムアルデヒド発散建材の使用を換気回数等により制限する。	・建築物に使用して5年以上経過したもの令第20条の9により ・国土交通大臣の認定を受けた居室	☐ [以下のいずれか選択と記載] ☐ すべての材料を☆☆☆製品を使用する ☐ ホルムアルデヒドを添加した材料で5年以上経過 ☐ 国土交通大臣の認定を受けた居室 ☐ ☆☆☆製品以外の材料を使用する[使用する部位と材料名および仕様を以下に記載]	・使用材料区分による面積及び換気計算過程と結果を添付 ・開口部位置、吸気口、換気口又は湿度調節設備の位置は本仕様表では記載できないため、平面図、立面図、断面図等に明示 ・通気のできる建具の位置を平面図等に明示
		令第20条の8		○	居室の換気設備のホルムアルデヒドに関する基準	建築材料区分に応じた換気回数を確保できる24時間換気設備を設置する。	令第20条の10により国土交通大臣の認定を受けた居室	☐ 各居室において必要換気回数を確保できる換気設備を設置する(必須事項)	
第29条				○	地階における住宅等の居室	住宅の居室等で地階に設けるものは、壁及び床の防湿の措置等について政令(令第22条の2)で定める基準に適合するものとする。		☐ [以下のいずれか選択と記載] ☐ 地下室はない ☐ 地下室がある[設計において政令で定める内容を以下に記載(令第22条の2の技術基準)]	・有効換気計算を行う場合は、計算過程と結果、及び計算に要した図書を添付 ・開口部位置、吸気口、換気口又は湿度調節設備の位置は本仕様表では記載できないため、平面図、立面図、断面図等に明示
第30条				▲	長屋又は共同住宅の各戸の界壁			☐	

第31条	第1項			○	便所	下水道法による処理区域内においては、便所は、水洗便所(公共下水道に連結されたものに限る。)以外の便所としない。		☐	[下水道処理区域内外をいずれか選択と記載] ☐ 下水道処理区域内[以下のいずれか選択] ☐ 公共下水道に接続 ☐ 公共下水道に接続しない[接続しない理由を以下に記載] ☐ 下水道処理区域外[以下のいずれか選択] ☐ 尿尿浄化槽を設置 ☐ 汲み取り便槽	排水ます、公共下水道の位置は、本仕様表では記載できないため、配置図に明示
	第2項			○	尿尿浄化槽	便所から排出する汚物を公共下水道以外に放流しようとする場合においては、尿し尿浄化槽を設けなければならない。		☐	[浄化槽設置の有無をいずれか選択と記載] ☐ 尿尿浄化槽を設置する[以下のいずれか選択] ☐ 合併浄化槽を設置 ☐ 単独浄化槽を設置(既存の場合のみ)[放流先と放流方法を以下に記載] ☐ 尿尿浄化槽を設置しない(公共下水道接続もなし)[措置方法を以下に記載] 設置する場合の浄化槽の構造[以下①、②のいずれか選択し記載] ☐ ①現場施工の浄化槽[以下に仕様を記載] ・処理性能 ・処理対象人員と算出方法 ・処理方法 ・各槽の有効容量 ☐ ②型式認定品[以下に認定番号・処理人員を記載] 	・尿尿浄化槽を設置する場合は別途「浄化槽設計概要書」の添付が必要 ・浄化槽を設置する場合の浄化槽の構造に関しては、上記の「浄化槽設計概要書」において添付される図面に明示される場合は添付不要
第32条				○	電気設備	電気設備は、法律等の規定で電気工作物に係る建築物の安全及び防火に関する工法によつて設ける。		☐	☐ 関係法令に基づき電気設備を設ける(必須事項)[常用電源の種類と引き込み方法を以下に記載]	常用電源の位置は本仕様表に記載できないため、配置図又は平面図に明示
第33条				▲	避雷設備			☐		
第34条				▲	昇降機			☐		
第35条				▲	特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準			☐		
第35条の2		令第128条の5		○	特殊建築物等の内装	調理室等火気使用室は、政令で定める基準に従つて、壁・天井(天井のない場合は、屋根)の内装を防火上支障がないようにする。	政令で定めるもの 平成21年国土交通省告示第225号による場合	☐	[次の①～③のいずれか選択と記載] ☐ ①適用対象外建築物(平屋又は火気使用室がない：IHクッキングヒーター設置の場合を含む) ☐ ②内装を準不燃材以上で施工する[準不燃材以上の場合、部位ごとの内装材の仕様を以下に記載] ・壁材 ・天井(屋根)材 ☐ ③告示第225号を適用する[部位ごとの内装材の仕様を以下に記載] ・壁材 ・天井(屋根)材 ・その他告示で指定されている部分と使用材 [上記の②又は③の仕上げ材で国土交通大臣の認定品を使用する場合は、以下に製品名・認定番号を記載] 	告示第225号を適用する場合は基準適合を示す計算過程と結果及び計算に要した図書を添付
第35条の3				▲	無窓の居室等の主要構造部			☐		
				○	この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準				技術基準を以下の施行令の規定に定めている。	
	令第21条			○	居室の天井の高さ	居室の天井の高さは、2.1m以上とする。		☐	☐ 居室の天井高さは2.1m以上(必須事項)[最低の高さの居室名と高さを以下に記載] m	
	令第22条			○	居室の床の高さ及び防湿方法	最下階の居室の床が木造である場合の床の高さ及び防湿方法は、次による。 ①床の高さは、直下の地面からその床の上面まで45 cm以上とする。 ②外壁の床下部分には、壁の長さ5m以下ごとに、面積300cm以上の換気孔を設け、これにねずみの侵入を防ぐための設備をする。	床下をコンクリート、たたきなどの材料で覆う場合及び最下階の居室の床の構造が、地面から発生する水蒸気によつて腐食しないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものである場合	☐	[以下のいずれか選択と記載] ☐ 居室の床高は45 cm以上[最低の高さの部位と高さを以下に記載] 部位(室名): 床高 cm ☐ 基準に適合する床下換気口を設置[換気口の仕様を以下に記載] ☐ 上記いずれかが適合しない[適用除外の内容を以下に記載]	

[illegible]

									②排水管		
									③ガス管		
									④その他[以下に具体的に記載]		
		令129条 の2の5		○	換気設備	建築物換気設備の構造基準を規定	換気設備を設けるべき調理室 等を除く	☐	[以下の規定はすべて必須事項] ☐ 自然換気設備に関する吸気口、排気口の位置、構造 は令第129条の2の5第1項の構造基準に適合する (必須事項) ☐ 機械換気設備に関する令第129条に2の5第2項の 構造基準に適合する(必須事項)		
第6章 第84条				△	被災市街地にお ける建築制限			☐			
第84条の 2				○	簡易な構造の建 築物に対する制 限の緩和	一定の要件に該当する簡易な構造の建築 物は、一定の規定に関して制限の緩和が できる		☐	☐ 緩和を受ける[以下に緩和を受ける規定と具体的な 構造仕様を記載] ・緩和を受ける規定 ・具体的な構造仕様		
第85条				▲	仮設建築物に対 する制限の緩和			☐			
第85条の 2				△	景観重要建築物 である建築物の 制限の緩和			☐			
第85条の 3				△	伝統的建造物群 保存地区内の制 限の緩和			☐			
第86条～ 86条の5				▲	一の敷地とみな すことによる制 限の緩和			☐			
86条の6				△	総合設計による 一団地の住宅施 設についての制 限の緩和			☐			
第86条の 7				○	既存の建築物に 対する制限の緩 和	増改築、大規模修繕、模様替において、既 存不適格建築物に対する制限を緩和	既存不適格の条項及び行為 の内容により緩和	☐		既存不適格調書を添付 緩和を受けるための措置を示 した図書を添付	
第86条の 8				▲	(全体計画認定)			☐			
第86条の 9				△	(公共事業にお ける敷地面積の 緩和)			☐			
第87条				○	用途変更への準 用			☐		基本的には、用途変更内容に 応じて、建築行為に準じた仕 様表と申請図書を作成	
第87条の 2				▲	(用途変更に関 する全体計画認 定)			☐			
第87条の 3				▲	(一次的な用途 変更の緩和)			☐			
第87条の 4				○	建築設備への準 用	※別途仕様表を作成		☐			
第88条				○	工作物への準用	※別途仕様表を作成		☐			

I-2 関係法令(単体規定に関する法令)

対象法令名	条・項	適用 区分	項 目	規定の概要	ただし書き (適用除外規定)	適用 有無	設計の仕様	備 考
宅地造成及び特定 盛土等規制法 (長野県土砂等の 盛等土等の規制に 関する条例)	第12条、16条、 30条、35条	○	切土、盛土の規 制	※令和7年5月施行(地域指定公示) 宅地造成等を行うための一定の高さ、面 積の切土、盛土に対して、一定の技術基準 に適合していること。	都市計画法に基づく開発許可 を受けた場合	☐	指定区域[以下を以下のいずれか選択] ☐ 区域指定なし ☐ 宅地造成等工事規制区域 ☐ 特定盛土等規制区域 以下の①、②の区域内でのいずれかの行為に該当する場 合は許可を要する ①宅地造成等工事規制区域内での行為[以下をいずれか 選択] ☐ 盛土で高さ1mを超える崖を生じさせる ☐ 切土で高さ2mを超える崖を生じさせる ☐ 切土、盛土を同時に行い、高さ2mを超える崖を生じ させる ☐ 盛土で高さ2mを超えるもの(崖とならないもの を対象) ☐ 切土又は盛土で500㎡を超えるもの(上記のすべ てを除く行為) ☐ 上記のいずれの行為も該当しない ②特定盛土等規制区域内の行為[以下をいずれか選択] ☐ 盛土で高さ2mを超える崖を生じさせる ☐ 切土で高さ5mを超える崖を生じさせる ☐ 切土、盛土を同時に行い、高さ5mを超える崖を生じ させる ☐ 盛土で高さ5mを超えるもの(崖とならないもの を対象) ☐ 切土又は盛土で3,000㎡を超えるもの(上記のすべ てを除く行為) ☐ 上記のいずれの行為も該当しない	許可を受けている場合は、許 可書の写しを添付 また、許可条件がある場合は その条件に対応していること を示す図書を添付 ※「崖」とは、地表面に対して 30度を超える角度をなす土 地、硬岩盤を除くものをい う。
消防法第9条の2	第9条の2	○	住宅用火災機器	寝室と階段に住宅用火災警報器を設置す る。		☐	☐ 寝室と階段部分に住宅用火災警報器を設置する(必 須事項)	設置位置を平面図に明示
屋外広告物法 (屋外広告物条例)	条例第4条	○	屋外広告物の禁 止	指定区域内での広告物の表示、設置の禁 止	自己用広告物で10㎡以下 他(条例第6条)	☐	☐ 屋外広告物なし ☐ 適用場外広告物に該当	
建築物省エネ法 (略称)		○		※別途仕様表を作成		☐		「省エネ過判」を受けた建築物 は関係図書添付は不要

長野県建築基準 条例	第24条	○	車庫等の構造	車庫の用途に供する部分が一定の階に設ける場合、車庫等の部分を1時間準耐火構造とする。		☐	・【車庫がある場合は以下のいずれか選択と記載】 ☐ 適用対象外(平屋、2階建て、面積要件) ☐ 条例に定められた規定の構造とする【具体的な1時間準耐火構造の仕様を以下に記載】	・申請建築物に車庫がある場合に選択 ・1時間準耐火構造とする位置を平面図、断面図等の明示
	第25条	○	車庫の他の用途部分との区画	車庫とその他の部分の開口部は防火設備とするなど。		☐	・【車庫がある場合は以下のいずれか選択と記載】 ☐ 車庫部分に面する開口部はない ☐ 規定に基づく区画とする【開口部に設ける防火設備の仕様を記載(大臣認定品は認定番号を記載)】	・申請建築物に車庫がある場合に選択 ・車庫に面する開口部の位置を平面図に明示

II-1 集団規定に関する建築基準法の条項(都市計画区域及び準都市計画区域内に関する規定)

建築基準法		施行令		適用区分	項 目 (条文見出し等)	規定の概要	ただし書き (適用除外規定)	適用有無	設計の仕様	備 考
章・節・条	項・号	章・節・条	項・号							
第22条	第1項			○	22条区域内の屋根の構造	屋根の構造は、政令で定める国土交通大臣が定めた構造方法又は認定を受けたものとする。	茶室、あずまや等又は延べ面積10㎡以内の物置等の屋根の延焼のおそれのある部分以外の部分	☐	・【以下のいずれか選択と記載】 ☐ 適用対象建築物 ☐ 適用対象外建築物【適用除外内容を以下に記載】 ☐ 【屋根葺き材の基準適合仕様を選択・仕様を記載】 ☐ 政令による構造方法【具体的な仕様を以下に記載】 ☐ 国土交通大臣の認定【具体的な製品名・認定番号を以下に記載】	22条区域内である場合に選択
第23条				○	22条区域内の外壁の構造	外壁で延焼のおそれのある部分の構造を、政令で定める土塗壁その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は認定を受けたものとする。	対象建築物は、主要構造部(床、屋根、階段除く)が木材、プラスチック等の可燃材で造られたもの	☐	・【以下のいずれか選択と記載】 ☐ 延焼のおそれのある部分がない ☐ 延焼のおそれのある部分がある【適用除外がある場合はその内容を以下に記載】 ☐ 【外壁の基準適合仕様を以下のいずれか選択と記載】 ☐ 政令による構造方法【具体的な仕様を以下に記載】 ☐ 国土交通大臣の認定【具体的な製品名・認定番号を以下に記載】	・22条区域内である場合に選択 ・延焼のおそれのある部分の位置は、配置図又は平面図に明示
第24条				○	建築物が第22条区域の内外にわたる場合の措置	建築物が第22条区域の内外にわたる場合、過半による区域適用を判断		☐	・【以下のいずれか選択】 ☐ 敷地が22条区域の内外にわたっていない ☐ 敷地が22条区域の内外にわたっている【以下の過半の計算結果を選択】 ☐ 敷地の過半の面積が22条区域外である ☐ 敷地の過半の面積が22条区域内である	・22条区域内である場合に選択 ・22条区域の境界線を配置図に明示 ・過半の計算過程と結果を別の図書(配置図等)に明示
第42条				○	道路の定義	建築物の敷地が接しなければならない(道路)種別を規定		☐	・【接する道路の種別を以下からいずれか選択と記載】 ☐ 第1項第1号道路(道路法による道路) ☐ 第1項第2号道路(都市計画法等による道路) ☐ 第1項第3号道路(法適用時からの道) ☐ 第1項第4号道路(2年以内事業施行道路) ☐ 第1項第5号道路(上記以外の位置指定道路) ☐ 第2項道路(幅4m未満の法施行時の指定道路) ☐ 【2項道路の場合は以下に最小幅員を記載】 m	複数の道路に接する場合はすべてを選択
第2節 第43条				○	敷地等と道路との関係	敷地は、道路に2m以上接する。		☐	・【以下のいずれか選択】 ☐ 敷地は道路に2m以上の幅で接する【最小の接する長さを以下に記載】 接する長さ m ☐ 特定行政庁の許可を受けている	
第43条の2				△	その敷地が4m未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加	※長野県内には制限の付加はない		☐	※長野県内には指定された道はない。	
第44条				○	道路内の建築制限	建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。	①地盤面下に設けるもの ②公衆便所等で許可を受けたもの ③一定の基準による許可を受けたもの ④公共歩廊等で許可を受けたもの	☐	・【以下のいずれか選択と記載】 ☐ 建築物、擁壁等は道路内に突出、築造しない ☐ 建築物又は擁壁等が道路内に突出、築造する【適用除外事項を以下に記載】 ☐ 特定行政庁の許可を受けている	
第45条				—	私道の変更又は廃止の制限					
第46条				△	壁面線の指定	※長野県内には壁面線は指定されていない。		☐		
第47条				△	壁面線による建築制限	※長野県内には壁面線は指定されていない。		☐	※長野県内には壁面線は指定されていない。	
第3節 第48条				○	用途地域等	用途域内においては、法別表第二(イ)項に掲げる建築物以外の建築物は、建築し	特定行政庁が許可した場合	☐	申請敷地の用途地域の名称【以下に記載：複数の場合はすべて記載】 申請敷地に複数の用途地域が指定されている場合は以下に各用途地域の敷地内における面積を記載	・申請敷地が複数の用途地域にわたる場合は、境界線を配置図に明示し、各区分の面積算定と構造制限の適用の有無を別の図書として添付 ※以下都市計画区域内における制限に関する規定は同様

第40条						てはならない。			建築の可否[以下のいずれか選択] ☐ 建築してはならない建築物ではない ☐ 特定行政庁の許可を受けている	・工場等の業務内容や危険物の処理、貯蔵による制限のある用地地域にあつては、別途事業内容や危険物の種類、数量を明示した「工場調書」を添付
第49条				○	特別用途地区	建築物の建築の制限又は禁止に関して定めた地方公共団体の条例に基づき定められた用途の建築物は建築できない。	地方公共団体の長の許可を受けた場合	☐	申請数地の特別用途地域の名称 建築の可否[以下のいずれか選択] ☐ 建築してはならない建築物ではない ☐ 地方公共団体の許可を受けている	特別用途地区内の場合に選択
第49条の2				○	特定用途制限地域	特定用途制限地域に関する都市計画により、地方公共団体の定めた条例に基づき定められた用途の建築物は建築できない。	地方公共団体の長の許可を受けた場合	☐	申請数地の用途地域の名称[以下に記載] 建築の可否[以下のいずれか選択] ☐ 建築してはならない建築物ではない ☐ 地方公共団体の許可を受けている	特定用途制限地域内の場合に選択
第50条				△	用途地域等における建築物の敷地、構造又は建築設備に対する制限			☐		
第51条				▲	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置			☐		
第4節 第52条				○	容積率	容積率は、用途地域等の地域ごとに定められた数値及び敷地が接する道路の幅員により算定される数値以下でなければならない。	①前面道路により計算される数値は幅員15m以上の道路(特定道路)からの距離により数値を計算する ②容積率を計算するに当たって算定する床面積において一定の用途部分の地階の床面積及び昇降路や機械室等の一定の用途の部分は除外することができる。 ③特定行政庁が許可した場合	☐	①法定容積率[以下のすべてを記載] ・都市計画において定められた数値 % ・前面道路の幅員による数値(②による場合を含む) % ②特定道路の適用の有無[以下のいずれかを記載] ☐ あり ☐ なし % ③複数の容積率の異なる用途地域を含む場合は、申請数地の法定容積率を計算過程と結果を以下に記載 ④申請建築物の容積率[以下に記載] % ⑤特定行政庁の許可[許可を受けている場合選択] ☐ 許可を受けている(第52条10項、11項、14項)	・特定道路の位置、距離等については配置図等に明示する ・敷地が複数の異なる容積率の地域にまたがる場合は、配置図に境界線を明示する ・床面積から除外した用途等の範囲及び蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分の位置は平面図等の図書に明示する
第53条				○	建蔽率	建蔽率用途地域等の地域ごとに定められた数値以下でなければならない。	①数値の加算 ・防火、準放火地域内の耐火建築物等 ・特定行政庁が指定する街区の角地にある敷地 ②適用除外 ・特定行政庁の許可を受けたもの ・防火地域内の建蔽率80%と指定されている地域 ・派出所、公衆便所等	☐	①法定建蔽率[以下のすべてを記載] ・都市計画において定められた数値 % ・上記に加算した後の数値(角地等の加算)[加算した場合の適用規定と数値を以下に記載] ③複数の建蔽率の異なる用途地域を含む場合は、申請数地の法定容積率を計算過程と結果を以下に記載 ④申請建築物の建蔽率[以下に記載] % ⑤特定行政庁の許可[許可を受けている場合選択] ☐ 許可を受けている(第52条10項、11項、14項)	・敷地が複数の異なる建蔽率の地域にまたがる場合は、配置図に境界線を明示する
第53条の2				△	建築物の敷地面積	※長野県内には指定された地域はない。		☐		
第54条				○	第一種低層住居専用地域等における外壁の後退距離	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、当該地域に関する都市計画において外壁の後退距離の限度が定められた場合においては、政令で定める場合を除き、当該限度以上でなければならない。	次のいずれか(令第135条の22) ①外壁等の中心線の長さが3m以下 ②物置等の用途で軒高が2.3m以下、かつ床面積50㎡以内	☐	定められている後退距離[いずれか選択] ☐ 1.0m ☐ 1.5m [いずれか選択] ☐ すべての外壁、柱は後退距離を超えない ☐ 適用除外の対象となる部分がある[以下のいずれかを選択] ☐ 外壁等中心線の長さが3m以下 ☐ 物置等の用途で軒高2.3m以下、かつ床面積50㎡以内	・第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内において、外壁の後退距離の制限が指定されている場合に選択 ・適用除外の対象となる部分及び対象となる仕様を配置図又は平面図等の図書に明示
第55条				○	第一種低層住居専用地域等における建築物の高さの限度	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、建築物の高さは、10m又は12mのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。	次のいずれか ①敷地内に一定の空地と一定の敷地面積を有する場合(10mを12mとすることができる)(令第130条の10) ②特定行政庁の許可を受けた場合(以下のいずれか) ・再生エネルギー利用 ・敷地の周囲に空地を有する ・学校等の用途でやむを得ない	☐	定められている高さの限度[いずれか選択] ☐ 10m ☐ 12m 実際(設計)の最高の高さ m [いずれか選択] ☐ 定められた高さの限度を超えない ☐ 定められた高さの限度を超える[選択] ☐ 令第130条の10を適用 ☐ 特定行政庁の許可を受けている	・第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の場合に選択
第56条				○	建築物の各部分の高さ	建築物の各部分の高さは、道路及び隣地からの一定の高さ以下でなければならない。	建築物の道路からの距離による緩和等様々な緩和規定がある	☐	[いずれか選択と記載] ☐ 道路からの高さ制限に適合する ☐ 隣地境界線からの高さ制限に適合する ☐ 天空率による法適合確認を行う [法第56条及び関係政令に基づく緩和規定等を適用せず適合していることを確認した根拠を以下に記載]	高さ制限に関して明示すべき事項は多岐にわたり、規定の適合性を本仕様書で記載することからは困難であることから、明らかに適合していることが配置図や立面図等で確認できる場合以外は、規則第1条の3表2に規定されている図書と明示すべき事項に基づき図書を添付
									[申請建築物の高さ及び軒の高さを以下に記載] ①建築物の最高の高さ m ②建築物の軒の高さ m	

第56条の2					○	日影による中高層の建築物の高さの制限	一定の高さの建築物について、冬至日において条例で定められた用途地域ごとに条例で定められた平均地盤面からの高さにおいて周囲の敷地の一定の距離において1日における日影となる時間を生じさせてはならない。	特定行政庁が許可した場合		☐	【規定提供等について以下のいずれか選択と記載】 ☐ 制限を受ける高さ等の建築物ではない ☐ 制限を受ける高さ等の建築物である ☐ 特定行政庁の建築許可を受けている 【適用を受ける建築物の場合は以下を記載】 ①真北方向の測定方法 ②建築物の最高の高さ及び最高の軒の高さ	日影規制に関して明示すべき事項は、規定の適合性を本仕様書で記載することとは困難であることから、規則第1条の3表2に規定されている図書と明示すべき事項に基づき図書を添付
第57条					▲	高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和				☐		
第57条の2					△	特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例				☐		
第57条の3					—	指定の取消し				☒		
第57条の4					△	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度				☐		
第57条の5					△	高層住居誘導地区				☐		
第58条					△	高度地区				☐		
第59条					△	高度利用地区				☐		
第59条の2					△	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例				☐		
第60条					△	特定街区				☐		
第4節の2第60条の2					△	都市再生特別地区				☐		
第60条の2の2					△	居住環境向上用途誘導地区				☐		
第5節第61条					○	防火地域及び準防火地域内の建築物	防火地域又は準防火地域内の建築物は、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸等政令で定める防火設備を設け、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を政令で定める基準に適合する、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は認定を受けたものとする。	門又は扉で、高さ2m以下のもの又は準防火地域内にある建築物(木造建築物等を除く。)に附属するもの		☐	【対象地域のいずれか選択】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 【防火地域内の場合、建築物の規模①、②いずれかを選択し、さらに建築物の構造を選択】 ☐ ①階数3以上又は延べ面積500㎡を超える ☐ 令第136条の2第1号イに適合する建築物 ☐ 令第136条の2第1号ロに適合する建築物 ☐ ②階数2以下かつ延べ面積500㎡以下 ☐ 令第136条の2第2号イに適合する建築物 ☐ 令第136条の2第2号ロに適合する建築物 【準防火地域内の場合、建築物の規模①～④いずれかを選択し、さらに建築物の構造を記載】 ☐ ①地階除く階数4以上又は延べ面積1500㎡を超える ☐ 令第136条の2第1号イに適合する建築物 ☐ 令第136条の2第1号ロに適合する建築物 ☐ ②地階除く階数3かつ延べ面積1500㎡以下、又は ☐ 地階除く階数2以下かつ延べ面積500㎡超え1500㎡以下 ☐ 令第136条の2第2号イに適合する建築物 ☐ 令第136条の2第2号ロに適合する建築物 ☐ ③地階を除く階数2以下かつ延べ面積500㎡以下(木造建築物の場合) ☐ 令第136条の2第3号イに適合する建築物 ☐ 令第136条の2第3号ロに適合する建築物 ☐ ④地階を除く階数2以下かつ延べ面積500㎡以下(木造建築物以外の場合) ☐ 令第136条の2第4号イに適合する建築物 ☐ 令第136条の2第4号ロに適合する建築物 法第86条の4(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)の適用の有無【以下のいずれかを選択し法86条の4の該当号を記載するとともに、認定、許可の場合は番号を記載】 ☐ 適用あり ☐ 適用なし 適用ありの場合、の86条の4該当条項及び認定等番号 【上記の延焼のおそれのある部分に設ける開口部の防火設備の仕様を記載(大臣認定品は認定番号を記載)】	・防火地域又は準防火地域に建築する場合に選択 ・延焼のおそれのある部分の位置は、配置図又は平面図に明示 ・防火設備の位置は本仕様表に記載できないため、平面図等に記載 ・建築物の各部位の防火性能を平面図、立面図、断面図、断面詳細図あるいは仕様書に記載
第62条					○	屋根	防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根の構造は、政令で定める基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は認定を受けたものとする。(平成28年告示第693号)	不燃性の物品保管倉庫などで国土交通大臣が定める用途の建築物で、大臣が定める構造方法(令第136条の2の2第1号の構造)		☐	【以下のいずれか選択と記載】 ☐ 適用除外(不燃物保管倉庫等で令第136条の2の2第1号の基準に適合) ☐ 適用対象建築物【屋根の構造方法を以下に記載(大臣認定品の場合は、認定番号を記載)】	・防火地域又は準防火地域に建築する場合に選択
第63条					○	隣地境界線に接する外壁	外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。			☐	【以下のいずれか選択】 ☐ 適用対象建築物ではない ☐ 適用対象建築物	・防火地域又は準防火地域に建築する場合に選択
第64条					○	看板等の防火措置	防火地域内にある看板等の工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。			☐	【以下のいずれか選択と記載】 ☐ 適用対象外(設置なし、屋上設置なし、3m以下) ☐ 主要な部分を不燃材で造る、又は覆う(必須事項) ☐ 造る又は覆う材料を以下に記載(認定材料は、認定番号を記載)	・防火地域又は準防火地域に建築する場合に選択

建築物省エネ法に基づく仕様基準に基づく仕様表（作成例）

>本仕様表の根拠と目的

建築基準法施行規則(以下「規則」という。)第1条の3第6項の規定に基づき、申請図書に明示すべき事項を「仕様表」に明示した場合は、その申請図書への明示を省略することができ、他の申請図書に明示すべき事項のすべてを「仕様表」に記載した場合は、その申請図書の添付も要しないこととなります。長野県では、国が示している「確認申請・審査マニュアル」を基に、独自の様式として仕様表(作成例)を定めることとし、別途建築基準法に関する「仕様表作成例」を作成しました。

本仕様表は、建築物省エネ法第11条の規定に基づく「特定建築行為」のうち、国土交通大臣が定める基準(関係省令及び告示による基準 以下「仕様基準」という。)に適合することを確認する場合に、今回の関係法令の改正によって公表されている「仕様基準ガイドブック」や「仕様表作成ツール」と同様に、仕様基準に対応した必要事項を記載し、各規定の適合確認を行うことができる場合は、規則第1条の3、表2に基づく申請図書に明示すべき事項に代えることができ、また、添付すべき申請図書に明示すべき事項をすべて本仕様表に記載した場合は、当該申請図書の添付を省略することができる様式として定めたものです。

なお、本仕様表に記載することをもって、すべての基準に関して申請図書の添付を要しないということではなく、各規定の内容や規則に定められた明示すべき事項の内容によっては別途申請図書の添付が必要となります。本仕様表は、建築確認申請における申請図書となることに加えて、確認審査をより効率的に行うとともに、確認申請を行うに当たっての省エネ基準の仕様基準への適合チェックリストとしても活用できるものです。

>本仕様表が対象としている建築物

仕様基準を適用できる建築物は住宅に限られています。本仕様表は、戸建て住宅を主な対象として作成していますが、共同住宅、長屋等及び複合用途の住宅部分にも適用可能です。また、構造は木造軸組構法又は枠組壁構法を対象としています。

共同住宅や木造軸組構法等以外の構法や構造に関しては、仕様基準の根拠となっている関係告示から、対象となる具体的な基準を確認し、本仕様表を参考に別途同様の仕様表を作成することで確認申請手続きについて同様の取り扱いが可能です。

>作成に当たっての留意点

①本仕様表は、規則に定められている図書に明示すべき事項を文書にて明示できる事項を記載しています。文章では明示できない「位置」等は、図書に明示する必要があります。

②本仕様表は、建築士法第20条に基づく「設計図書」であり、建築確認申請に添付する申請図書となります。従って、業務に必要な表示行為が必要であり、確認申請に添付する正本として、記名が必要となります。

>記載方法

仕様基準の適用項目と外皮の各部位及び設備に関する項目に適用する基準、対象となる地域区分を選択し、各項目に該当するチェックボックス(□)の該当部分に☑をするとともに、具体的に記載すべき項目は記載してください。

仕 様 表

建築主名		設計者名(本仕様の作成者:複数の場合はすべて記載)				
建築場所		建築物の用途・規模(階数及び延べ面積)・構造				
仕様基準の適用項目	基本事項[仕様基準適用区分を以下のいずれかを選択]	仕様基準の適用項目[一部の項目を仕様基準による場合に適用項目を以下から選択]	工事区分[工事内容を以下から選択]	地域の区分[申請地の区分を以下から選択]	適用する基準[適用する基準を以下から選択]	
	☐ 全ての項目を仕様基準による ☐ 一部の項目を仕様基準による [適用する項目を選択]	☐ 外皮 ☐ 暖房設備 ☐ 冷房設備 ☐ 換気設備 ☐ 照明設備 ☐ 給湯設備	☐ 新築 ☐ 増築 ※上記以外の工事は適合義務対象外	☐ 2地域 ☐ 4地域 ☐ 3地域 ☐ 5地域	☐ H28告示第266号の基準 ☐ R4告示1106号の誘導基準	
	建て方[以下の区分から選択]	構造[以下のいずれかを選択]	構法[木造の場合以下から選択]	床面積(㎡)[①、②は自動計算]		
	☐ 一戸建て住 ☐ 長屋住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 複合建築物の住宅部分 ☐ その他	☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 混構造 ☐ その他	☐ 軸組構法 ☐ 枠組壁工法 ☐ その他	①床面積の2%の面積(㎡) ②床面積の4%の面積(㎡)	0.00 0.00	
	[建て方が「その他」の場合は具体的に以下に記載]	[構造が「その他」の場合は具体的に以下に記載]	[構法が「その他」の場合は具体的に以下に記載]	※丸太組構法は、構造は「木造」、構法は「その他」となる。 H28 国土交通省告示第266号(基準)・R4国土交通省告示第1106号(誘導基準)においては、構法を「その他」として基準を適用する。		
外 皮	仕様基準の対象部位(仕様が異なるごとに作成)	基準の項目	基準適用区分[断熱性能等の基準適用区分 [告示第1(2)イ又はロのいずれかを選択(以下の欄は選択した基準に関する内容を選択あるいは記載)]		備 考 (設計図書への記載事項など)	
			☐ 熱貫流率基準による(告示第1(2)イ) U値 ☐ 断熱材熱抵抗値による(告示第1(2)ロ) R値		適用する基準は各部位により異なる基準を適用することも可能	
	屋根① ※仕様が異なる部分がある場合は必要に応じてこの欄を追加して作成する。(以下の部位も同じ。)	断熱構造とする部分の構成材料の仕様	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]		[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	・断熱材はJIS規格品であることが必要(以下同じ) ・U値は、公表されている計算シートにより計算し、その根拠を添付 R値は断熱材協議会HPから選択 ・施工方法の定義はH28国土交通省告示266号等を参照 ※以上は外皮基準においては共通事項
		施工方法	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱		☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱 ☐ 充填断熱	
		基準[基準又は誘導基準のいずれかを記載]				基準値は地域区分、構法、構法等から上記告示の基準値を選択
		設計値				上記の設計仕様によるU値又はRの数値を記載
	天井①	断熱構造とする部分の構成材料の仕様	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]		[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	外皮の断熱構造とする部分は、屋根又は天井いずれかによることとし、該当する部位に記載する。
		施工方法	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱		☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱 ☐ 充填断熱	
		基準[基準又は誘導基準のいずれかを記載]				基準値は地域区分、構法、構法等から上記告示の基準値を選択

		設計値			上記の設計仕様によるU値又はRの数値を記載
外壁①		断熱構造とする部分の構成材料の仕様	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	基準値は地域区分、構法、構法等から上記告示の基準値を選択 上記の設計仕様によるU値又はRの数値を記載
		施工方法	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱 ☐ 充填断熱	
		基準[基準又は誘導基準のいずれかを記載]			
		設計値			
床(外気に接する)①		断熱構造とする部分の構成材料の仕様	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	外気に接する部分の面積が床面積の5%以下の場合は、下欄の「外気に接しない」とすることができる。 基準値は地域区分、構法、構法等から上記告示の基準値を選択 上記の設計仕様によるU値又はRの数値を記載
		施工方法	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱 ☐ 充填断熱	
		基準[基準又は誘導基準のいずれかを記載]			
		設計値			
床(外気に接しない)①		断熱構造とする部分の構成材料の仕様	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	基準値は地域区分、構法、構法等から上記告示の基準値を選択 上記の設計仕様によるU値又はRの数値を記載
		施工方法	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱 ☐ 充填断熱	
		基準[基準又は誘導基準のいずれかを記載]			
		設計値			
土間床等の基礎壁(外気に接する)①		断熱構造とする部分の構成材料の仕様	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	基準値は地域区分、構法、構法等から上記告示の基準値を選択 上記の設計仕様によるU値又はRの数値を記載
		施工方法	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱 ☐ 充填断熱	
		基準[基準又は誘導基準のいずれかを記載]			
		設計値			
土間床等の基礎壁(外気に接しない)①		断熱構造とする部分の構成材料の仕様	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	[以下に仕様を具体的に記載(構成材料、厚さ、断熱材はJIS規格番号)]	基準値は地域区分、構法、構法等から上記告示の基準値を選択 上記の設計仕様によるU値又はRの数値を記載
		施工方法	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱	☐ 内断熱 ☐ 外断熱 ☐ 両面断熱 ☐ 充填断熱	
		基準[基準又は誘導基準のいずれかを記載]			
		設計値			
開口部(窓)		仕様 [材質、ガラス仕様、ガス入り等具体的に記載[複数の仕様がある場合は仕様ごとに記載]			開口部の仕様が複数ある場合は、平面図、立面図にその位置と仕様を明示
		熱貫流率基準 [H28 国土交通省告示第266号(基準)・R4国土交通省告示第1106号(誘導基準)のいずれかの数値を記載]	[一般基準の場合は地域区分により以下のいずれかを選択] ☐ 2又は3地域:2.3以下 ☐ 4地域:3.5以下 ☐ 5地域:4.7以下	[誘導基準による場合は地域区分により以下のいずれかを選択] ☐ 2～4地域:1.9以下 ☐ 5地域:2.3以下	
		設計熱貫流率[設計した開口部のうち、一番高い熱貫流率となる開口部の率を記載]			
		[住戸床面積の2%以下の面積の開口部の有無](適用対象外開口部となる)	☐ ある ☐ ない		該当する開口部位置と開口部面積及び床面積に対する率を平面図、立面図いずれかに明示
			[日射遮蔽性能に関して該当する方法を以下の①～④から選択する。複数該当する場合は該当する項目を選択する。] ☐ ①開口部の日射熱取得率が0.59以下[設計した開口部のうち、一番高い日射熱取得率となる開口部の率を以下に記載]		ひさし・軒等による場合は立面図又は断面図に当該部分の外壁からの出寸法と開口部下端までの寸法を明示(ひさし等の先端から外壁までの出寸法その下端から開口部下端までの高さの0.3倍以上のものが該当)

		日射遮蔽性能[日射遮蔽性能は5地域のみ適用]	☐ ②ガラスの日射熱取得率が0.73以下[設計したガラスのうち、一番高い日射熱取得率となるガラスの率を以下に記載]		付属部材を設ける窓の位置を平面図、立面図に明示し、併せて付属品の仕様を明示	
			☐ ③ひさし・軒等を設ける			
			☐ ④付属部材を設ける[以下に設置する付属品を具体的に記載]			
	ドア	[住戸床面積の4%以下の面積の開口部の有無] (日射遮蔽対象外となる。)	☐ ある ☐ ない		該当する開口部位置と開口部面積及び床面積に対する率を平面図、立面図いずれかに明示	
		仕様[材質、ガラス仕様、ガス入り等具体的に記載[複数の仕様がある場合は仕様ごとに記載]				
		熱貫流率基準 [H28 国土交通省告示第266号(基準)・R4国土交通省告示第1106号(誘導基準)のいずれかの数値を記載]	[一般基準の場合は地域区分により以下のいずれかを選択] ☐ 2又は3地域:2.3以下 ☐ 4地域:3.5以下 ☐ 5地域:4.7以下	[誘導基準による場合は地域区分により以下のいずれかを選択] ☐ 2～4地域:1.9以下 ☐ 5地域:2.3以下		
		設計熱貫流率[設計した開口部のうち、一番高い熱貫流率となる開口部の率を記載]			設計熱貫流率の計算過程と結果を別途添付	
暖房設備						
		完了時の設置の有無	[建築物の完了時に設備の設置状況を以下から選択] ☐ 完了検査時設置済み(以下の暖房方式の項目以下を記載) ☐ 完了検査時には未設置(建築主が設置)※以下の記載は不要		工事完了後(完了検査時以後)に建築主自らが設備を設置する場合は、基準適合の審査は行われない。(以下各設備は同じ。)	
		暖房方式	[暖房方式を以下のいずれかを選択] ☐ 住戸全体を暖房する方式(ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とする) ☐ 個室のみを暖房する[以下の暖房設備の種類及び効率を該当する地域区分ごとに選択し、具体的な仕様等を記載]			
		設置設備	[該当地域を選択(以下選択した地域の欄を記載)] ☐ 2～4地域 [以下の①～④のいずれかから選択] ☐ ①温水暖房パネルラジエーター(配管に断熱被覆のあるもの) [以下のイ～ハのいずれか] ☐ イ 石油熱源機JIS S3031の熱効率83.0%以上 ☐ ロ ガス熱源機JIS1 2112の熱効率78.9%以上 ☐ ハ フロン類が冷媒使用の電気ヒートポンプ熱源機 ☐ ②強制対流式の密閉式石油ストーブでJIS S3103の熱効率が86.0%以上 ☐ ③ルームエアコンでJIS B8615-1の暖房能力を消費電力で除した数値が以下の算出式で求められる基準値以上 $-0.321 \times \text{暖房能力(KW)} + 6.16$ ☐ ④H28国土交通省告示第265号の算出方法と同等以上の評価となるもの [設置する設備の具体的な仕様を以下に記載]		☐ 5地域 [以下の①～③のいずれかから選択] ☐ ①温水暖房パネルラジエーター(配管に断熱被覆のあるもの) [以下のイ～ハのいずれか] ☐ イ 石油熱源機JIS S3031の熱効率87.3%以上 ☐ ロ ガス熱源機JIS1 2112の熱効率82.5%以上 ☐ ハ フロン類が冷媒使用の電気ヒートポンプ熱源機 ☐ ②ルームエアコンでJIS B8615-1の暖房能力を消費電力で除した数値が以下の算出式で求められる基準値以上 $-0.321 \times \text{暖房能力(KW)} + 6.16$ ☐ ③H28国土交通省告示第265号の算出方法と同等以上の評価となるもの [設置する設備の具体的な仕様を以下に記載]	
					・ルームエアコンによる場合は、計算基準値を求めた計算過程と結果を別途添付 ・H28国土交通省告示第265号の算出方法による場合は、当該告示による算出過程と結果を別途添付	
					設置する設備について上記選択の基準に適合していることを示す仕様を記載	
冷房設備						
		完了時の設置の有無	[建築物の完了時に設備の設置状況を以下から選択] ☐ 完了検査時設置済み(以下の暖房方式の項目以下を記載) ☐ 完了検査時には未設置(建築主が設置)※以下の記載は不要			
		冷房方式	[暖房方式を以下のいずれかを選択] ☐ 住戸全体を冷房する方式(ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とする) ☐ 個室のみを冷房する方式で、ルームエアコンディショナーであって、JIS B8615の冷房能力を消費電力で除した基準値が以下の算出式による基準値以上のもの $-0.504 \times \text{冷房能力(KW)} + 5.88$ ☐ ④H28国土交通省告示第265号の算出方法と同等以上の評価となるもの		・ルームエアコンによる場合は、計算基準値を求めた計算過程と結果を別途添付 ・H28国土交通省告示第265号の算出方法による場合は、当該告示による算出過程と結果を別途添付	
		設置設備	[設置する設備の具体的な仕様を以下に記載]		設置する設備について上記選択の基準に適合していることを示す仕様を記載	
換気設備						
		完了時の設置の有無	[建築物の完了時に設備の設置状況を以下から選択] ☐ 完了検査時設置済み(以下の暖房方式の項目以下を記載) ☐ 完了検査時には未設置(建築主が設置)※以下の記載は不要			

	換気方式	[以下のいずれかから選択] ☐ 比消費電力(熱交換換気設備の場合は比消費電力を有効換気量率除した数値)が0.3(W/h・m3)以下の換気扇 ☐ 内径75mm以上のダクト及び直流電動機を用いるダクト式第一種換気設備(熱交換換気設備を採用しない場合に限る) ☐ 内径75mm以上のダクトを用いるダクト式第二種又は第三種換気設備 ☐ 壁付式第二種又は第三種換気設備 ☐ ④H28国土交通省告示第265号の算出方法と同等以上の評価となるもの		・H28国土交通省告示第265号の算出方法による場合は、当該告示による算出過程と結果を別途添付
	設置設備	[設置する設備の具体的な仕様を以下に記載] 		
照明設備	完了時の設置の有無	[建築物の完了時に設備の設置状況を以下から選択] ☐ 完了検査時設置済み(以下の暖房方式の項目以下を記載) ☐ 完了検査時には未設置(建築主が設置)※以下の記載は不要		
	非居室の照明設備設置	[以下を選択(必須事項)] ☐ 非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明を設置しない		
給湯設備	完了時の設置の有無	[建築物の完了時に設備の設置状況を以下から選択] ☐ 完了検査時設置済み(以下の暖房方式の項目以下を記載) ☐ 完了検査時には未設置(建築主が設置)※以下の記載は不要		
	給湯方式	[該当地域を選択]		
		☐ 2～4地域 ☐ 5地域		
		[以下のいずれかから選択] ☐ 石油給湯機でJIS S2075のモード効率が81.3以上のもの ☐ ガス給湯機でJIS 2075のモード効率が83.7以上のもの CO2を冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機でJIS C9220の風呂熱回収機能を使用しない場合の年間給湯効率以下の地域区分の基準値以上のもの 2地域:3.2 3地域:3.0 4地域:2.9 ☐ H28国土交通省告示第265号の算出方法と同等以上の評価となるもの ☐ 石油給湯機でJIS S2075のモード効率が以上のもの ☐ ガス給湯機でJIS 2075のモード効率が78.2以上のもの ☐ CO2を冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機 ☐ H28国土交通省告示第265号の算出方法と同等以上の評価となるもの		・H28国土交通省告示第265号の算出方法による場合は、当該告示による算出過程と結果を別途添付
設置設備	[設置する設備の具体的な仕様を以下に記載] 		設置する設備について上記選択の基準に適合していることを示す仕様を記載	

完了検査申請チェックシート〔木造軸組構法用〕

建築基準法第7条の規定に基づく完了検査申請に当たっては、検査を的確かつ円滑に行うため、添付図書等の確認を行うとともに、申請書第四面に記載すべき工事監理の状況を本チェックシートを活用してチェックしてください。なお、本チェックシートは完了検査申請書に添付してください。

確認番号		変更確認番号(1)		完了年月日	
確認年月日		変更確認年月日			
建築主		変更確認番号(2)		法第6条1項区分	☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号
設計者		変更確認年月日		施行令第10条の区分	☐ 3号建築物 ☐ 4号建築物
工事監理者		中間検査	☐ あり ☐ なし		
工事施工者(法人名)		中間検査年月日		チェックシート 作成者名	
完了検査申請代理者		軽微な変更の有無	☐ あり ☐ なし		

※該当する欄に必要な事項を記入、又は該当する内容のチェックボックス(□)に☑をしてください。

1 完了検査申請書における添付図書

完了検査申請においては、建築基準法施行規則(以下「規則」といいます。)第4条の規定による「完了検査申請書(様式19号)」に以下の対象となる建築物について、添付を要する図書及び書類が定められていますので、対象となる建築物について、(1)の該当表示欄及び(2)の対象区分の選定該当区分チェックボックス(□)に☑をし、添付を確認したときは、添付の確認欄のチェックボックス(□)に☑をしてください。

(1) 建築基準法関係(建築基準法施行規則に定められている建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に関する図書を含む)

規則第4条	該当表示	対象となる建築物	添付を要する図書及び書類	添付確認	
第1項一号及び第2項	☐	確認を受けた機関と異なる機関の検査を受ける場合	当該建築物の計画に係る確認に要した図書及び書類(確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認に要した図書及び書類を含む。)	☐	
第1項第二号	☐	建築基準法第7条の5の検査特例の対象となる建築物	屋根の小屋組の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。)の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真	☐	
第1項第三号	☐	都市緑地法第43条第1項の認定を受けた建築物	当該認定に係る認定書の写し	☐	
第1項第四号	イ	☐ 建築物省エネ法による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物	当該建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類	☐	
	ロ	☐ 住宅の品質確保の促進等に関する法律による設計住宅性能評価が適用される建築物	設計住宅性能評価に要した図書及び書類	☐	
	ハ	☐ 住宅の品質確保の促進等に関する法律による建設住宅性能評価を受けた建築物	設計住宅性能評価を受けた検査報告書又は写し	☐	
	ニ	☐ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書又は住宅の品質確保の促進等に関する法律の確認に要した図書及び書類(建築物のエネルギー消費性能に係るものに限る。)	☐	
	ホ	(1)	☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能基準の認定を受けた建築物	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第3項の規定による認定に要した図書及び書類	☐
		(2)	☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画において建築物エネルギー消費性能誘導基準の認定を受けた建築物	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定による認定に要した図書及び書類(同法第31条第1項の規定による認定を受けた場合にあっては当該認定に要した図書及び書類を含む。)	☐
(3)		☐ 都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第1項又は同法第54条第1項の規定による認定	認定に要した図書及び書類	☐	
第1項第五号	☐	確認後軽微な変更があった場合	当該変更の内容を記載した書類	☐	
第1項第六号	☐	特定行政庁が規則で定めている場合	特定行政庁が必要と規則で定める書類	☐	
第1項第七号	☐	代理による工事完了検査申請を行う場合	委任状又は写し	☐	
長野県独自様式	☐	すべての完了検査申請を行う建築物	工事監理状況チェックシート	☐	

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係(長野県独自提出書類)

対象区分の選定 該当区分に☑	対象建築物	添付を要する書類	添付確認
☐ 対象害			
☐ 標準計算による	建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った建築物	工事監理報告書(標準計算用)	☐
☐ 仕様基準による	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条に規定する、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為)	工事監理報告書(仕様基準用)	☐

※工事監理報告書の様式は共通様式として別途定めています。
また、それぞれの様式において記載事項及び工事写真撮影要領を定めています。

2 工事監理状況チェックシート[木造軸組構法用]

本チェックシートは、工事完了検査申請書第四面に記載すべき工事監理の状況について、照合すべき事項とその基準、対象図書及び照合を行った者ごとの照合結果についてチェックするために作成します。チェックシートの記載内容は、工事完了検査申請書の四面にそのまま転記していただくことができる内容としています。

照合結果に記載されている照合した書類、工事写真(建築基準法第7条の5の検査特例の対象となる建築物を除く。)については、完了検査時に現場にて検査員が確認するものであり、添付の必要はありません。なお、建築基準法第7条の5の検査特例の対象となる建築物は指定された写真の提出(添付)が必要です。

照合項目		照合内容・基準等			照合結果(照合方法)		設計図書の内容について設計者に確認した事項	工事写真撮影の要否及び
		照合内容	照合基準	照合を行った設計図書	施工者照合欄	工事監理者照合欄		
項 目	確認を行った部位・材料の種類等	左記検査項目に対応する建築基準法令の規定に基づく検査の内容を示す。	検査内容に対応する建築基準法令の規定の該当条項を示す。	規則第1条の3に規定する図書等のうち、照合を行った図書※確認済証添付図書との照合	A:目視による照合 B:計測による照合 C:その他 ※A・B・Cの該当するチェックボックスに印する(複数可)。Cの場合は、欄外の該当する書類(番号①～⑨又はその他に書類名)を記載する。	A:目視による照合 B:計測による照合 C:その他 ※A・B・Cの該当するチェックボックスに印する(複数可)。Cの場合は、欄外の該当する書類(番号①～⑩又はその他に書類名)を記載する。		要・不要等の区分及び法第7条の5の検査特例を受ける建築物における写真添付の要否 ○:写真撮影を要する ×:写真撮影を要しない △:必要に応じて撮影を要する(その内容を記載) ※:検査特例を受ける場合に完了検査申請書に写真の添付が必要な項目
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	敷地	敷地の高低差、形状、がけ等の状況、接道状況確認	法第19条 法第43条 関係条例	付近見取図 配置図 断面図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		×
	擁壁	構造、形状、寸法の確認	法第19条 法第88条	工作物確認済証及び添付図書等	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		△ 擁壁を築造する場合に作成
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む)の種類、品質、形状及び寸法	支持地盤	支持地盤の位置、種類、支持力等の確認 地盤調査結果の(地質、地盤の許容応力度等)確認 地盤補強等の場合は工法と品質の確認	法第20条 令第38条 告示第1347号	敷地断面図 基礎・地盤説明書 基礎伏図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		○ 支持地盤の確認は必須 地盤補強工事を行う場合は施工状況等を撮影
	木材	品質(規格、節・腐れ等)及び部材の種類、形状寸法の確認	法第37条 令第41条	使用構造材料一覧表 構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		△ 設計仕様の材料品質が納入者からの証明書や納品書等で確認できる場合は不要
	コンクリート	品質(JIS規格、大臣認定)及び形状、寸法、仕上状況の確認	法第37条 令第72条 令第74条 令第75条 令第76条 告示第1102号	使用構造材料一覧表 構造詳細図 施工方法等計画書 検査申請書添付資料 使用構造材料一覧表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		△ 設計仕様の材料品質が納入者(JIS規格認定工場)からの証明書や納品書等で確認できる場合は不要
	鉄筋	品質(JIS規格、大臣認定)及び形状、寸法の確認	法第37条	使用構造材料一覧表 構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		△ 設計仕様の材料品質が別項目(基礎)においてロールマークの撮影やタグ、ミルシート、納品書等によりJIS規格品であることが確認できる場合は不要
		材料の仕様、品質、形状、寸法及び不燃材を求め	法第22条 法第62条	使用構造材料一覧表	☐ A ☐ B ☐ C:	☐ A ☐ B ☐ C:		△ 下地材等の隠蔽部分などについて完了検査時に確認

	屋根材	られる地域では仕様不燃材としての仕様の確認	令第37条 告示第1365号	昇衣 構造詳細図	その他	その他		にのいく元」快宜時に確認できない材料や工法により工事を実施した場合は必要
	外壁材	材料の仕様、品質、形状、寸法及び防火材料を求められる地域では延焼のおそれのある部分等の仕様の確認	法第23条 法第61条 令第37条 告示第1365号	使用構造材料一覧表 構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		△ 下地材等の隠蔽部分などにおいて完了検査時に確認できない材料や工法により工事を実施した場合は必要
	接合金物	接合箇所ごとに適合した仕様(形状、寸法、品質)の確認	令第47条 告示第1460号	使用構造材料一覧表 構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		× 別項目の土台、柱等の施工状況において金物の仕様を撮影する
	アンカーボルト	形状、寸法、品質の確認	令第42条 令第47条 告示第690号	使用構造材料一覧表 構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		× 別項目の土台、柱等の施工状況において金物の仕様を撮影する
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	柱とはりとの接合部分	柱頭部の接合方法の確認	令第45条 令第46条 令第47条	仕様表(仕様表作成のない場合は各伏図等) 構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		○ ※
	筋交い端部の接合部分	端部の接合方法及び欠き込み部の補強方法の確認	令第45条 令第46条 令第47条 告示第1460号	仕様表(仕様表作成のない場合は各伏図等) 構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		○ ※
	柱と土台の接合部分	柱脚部の接合方法の確認	令第45条 令第46条 令第47条 告示第1460号	仕様表(仕様表作成のない場合は各伏図等) 構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		○ ※
	土台と基礎との接合部分	基礎との緊結状況(アンカーボルト及びホールダウン金物の材質、形状、寸法及び配置)の確認	令第42条 令第47条 告示第690号	仕様表(仕様表作成のない場合は各伏図等) 構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		○ ※
	基礎鉄筋の接合部分	継手個所の状況及び重ね長さの確認	令第73条 告示第1463号	仕様表(仕様表作成のない場合は各伏図等) 構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		○
	屋根材	屋根葺き材の緊結状況の確認	令第39条 告示第109号	仕様表(仕様表作成のない場合は各伏図等) 構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		○
					☐ A	☐ A		

建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	基礎	基礎の種類及び位置、くいの工法、長さ、径、位置、偏心による補強、底版寸法、主筋の径、本数、位置、定着	令第38条 平12建告第1347号 令第73条 令第79条	基礎・地盤説明書 仕様表(仕様表作成のない場合は各伏図等) 構造詳細図	☐ B ☐ C: その他	☐ B ☐ C: その他		○ ※
	土台	位置、形状、寸法の確認及び基礎との緊結状況(アンカーボルトの材質、形状、寸法及び配置)	令第42条 令第47条 告示第690号	仕様表(仕様表作成のない場合は各伏図等) 構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		○ ※
	柱	位置、形状、寸法の確認及び柱の小径基準を下回る欠き取る場合の補強方法の確認	令第43条4項	仕様表(仕様表作成のない場合は各伏図等) 構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		○
	はり	位置、形状、寸法の確認及び構造耐力上支障のある欠込みがないことの確認	令第44条	仕様表(仕様表作成のない場合は各伏図等) 構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		○
	筋交い	位置、形状、寸法の確認及び欠込み部の補強	令第45条 令第46条 令第47条	仕様表(仕様表作成のない場合は各伏図等) 構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		○ ※
	壁・耐力壁・準耐力壁	位置、形状、寸法の確認及び耐力壁等の仕様	令第45条 令第46条 令第47条” 告示第1100号	仕様表(仕様表作成のない場合は各伏図等) 構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		○ ※
	床	位置、形状、寸法の確認及び火打ち材の設置状況の確認	令第46条	仕様表(仕様表作成のない場合は各伏図等) 構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		○
	屋根 小屋組み	位置、形状、寸法の確認及び必要な振れ止めの設置状況	令第46条	仕様表(仕様表作成のない場合は各伏図等) 構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		○
	建築物全体	建築物の形状、高さ、断面寸法の確認	関係条項(一般規定及び集団規定)のすべて	各階平面図 立面図 断面図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		×
	地盤から1m以内の部分の土	構造耐力上主要な部分の土	令第40条	構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C:	☐ A ☐ B ☐ C:		○

構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況	即ガの工 台、柱筋交 い	体即ガの防腐、 防蟻措置の確認	ア第49条	構造詳細図	その他	その他		○
	外 壁 の 下 地	外壁内部の防腐 措置の確認	令第49条	構造詳細図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		○
特定天井に用 いる材料の種 類並びに当該 特定天井の構 造及び施工状 況	※ 住 宅 の 場 合 は 一 般 に 該 当 し ない							×
居室の内装の 仕上げに用い る建築材料の 種別及び当該 建築材料を用 いる部分の面 積	内 装 仕 上 げ材	仕上材の種類、 仕上状況の確認 及び石綿その他 の物質の飛散又 は発散に対する 衛生上の措置の 確認	法第28条の2 令第20の4から 令第20条の9	使用構造材料一 覧表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		×
	内部建具	同上	法第28条の2 令第20の8	使用構造材料一 覧表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		×
	各 種 設 備 機 器 の 面 材	同上	法第28条の2 令第20の5から 令第20条の8	使用構造材料一 覧表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		×
天井及び壁の 室内に面する 部分に係る仕 上げの材料の 種別及び厚さ	火 気 使 用 室の天井、 壁	材料の種類（準 不燃材等の仕様 であることなど）、仕上げ状況 の確認	法第35条の2 令第128条の5 平成21年告示 第225号	使用構造材料一 覧表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		×
開口部に設け る建具の種類 及び大きさ	外 部 開 口 部	防 火 設 備 の 仕 様、必要採光、換 気面積への適合 状況の確認	法第28条令第 19条から第20 条の3	各階平面図 立面図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		×
	配管、配線	材料の仕様（種 類、形 状、寸 法）、品質の確認	令第129条の2 の4	各階平面図 （仕様表・設備図）	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		△ 設計仕様の材料品質が メーカー証明書や納品書 等で確認できる場合は不要
	給水設備	施工状況の確認	令第129条の2 の4	各階平面図 （仕様表・設備図）	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		○
					☐ A ☐ B ☐ C:	☐ A ☐ B ☐ C:		

建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況(区画貫通部の処理状況を含む)	排水設備	施工状況の確認	の4	(仕様表・設備図)	その他	その他		○
	浄化槽	仕様、品質及び設置状況の確認	法第31条 法第32条 昭和55年告示第1292号	各階平面図 (仕様表・設備図)	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		△ 設計仕様の材料品質がメーカー証明書や納品書等で確認できる場合は不要 (型式認定品の場合) 現場打ちの場合は必要
	電気設備	施工状況及び完了後の検査結果の確認	法第32条	各階平面図 (仕様表・設備図)	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		○
ガス設備	施工状況完了後の検査結果の確認	令第129条の2の4 令第144条の3	各階平面図 (仕様表・設備図)	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		○	
備考								

〔備考〕

1 木造軸組構法以外の構法の取り扱い

本チェックシートは、木造軸組構法を対象としています。木造軸組構法以外の構法の建築物の場合は、「項目」のうちの「確認を行った部位・材料の種類等」について該当しない事項を削除し、必要な項目を適宜追加してください。なお、「項目」の欄は、規則に定められている事項であり、削除できません。
なお、照合内容については、木造軸組構法の例を参考に記載し、工事写真撮影要領は、同じく木造軸組構法の例を参考に撮影していただきますが、記載内容等を検査機関にあらかじめ確認をしていただくことをお勧めします。

2 施工者が行う照合方法

(1)構造耐力上主要な部分や防火措置の必要な部分等に使用する材料(設備を含む)については、建築基準関係規定に示されている種類、品質、形状及び寸法等に適合していることの照合を、材料の納入時等において、協力業者等から材料ごとに以下を参考として必要な書類を提出させ、確認申請時の申請図書等に記載された内容と照合したうえで、品質管理報告書としてとりまとめ、工事監理者に提出してください。

- ①法第37条の規定に基づく基礎に用いる鉄筋については、JIS規格品であることを証する書類(配筋後のロールマークの確認[必要に応じて写真撮影]、あるいは納入時のタグ又はミルシートの写しのいずれか)又は大臣認定品の場合は認定書(写し)
②法第37条に基づくレディーミクストコンクリートのJIS規格工場からの製品であることが証明できる書類(JIS規格認定工場の認定書写しと当該現場への製品納品書原本)
※配合報告書や現場搬入時におけるスランプの確認結果、材齢28日の圧縮試験結果の確認が望ましい。(工事監理者や建築主との協議により判断)
③鉄筋、コンクリート以外で、法第37条が適用される材料を使用した場合は、JIS又はAS規格証明書、あるいは適合していることが確認できる書類等(いずれも写し)
④屋根材及び外壁材、あるいは内装材で防火措置等が必要な材料を使用する場合は、これらの防火仕様に適合していることを証する書類又は認定書(写し)
⑤法第37条の規定以外で、確認申請時に示された仕様の接合金物やアンカーボルト等については、仕様に適合していることを証する書類又は認定書(写し)
⑥木材等の品質を示している場合は、品質を証する書類(強度等を証明する必要がある材料にあつては試験結果報告書等(写し))
⑦上記①～⑥の材料について、当該材料が現場搬入が確認できる納品書原本

(2)確認申請時における設計条件の確認のための試験結果や施工時における設計図書との照合及び建築物の各部の位置、形状及び面積等の照合に関しては、工事部位や工程ごとに、以下を参考として施工者が作成した施工計画書や施工者が定めた施工管理(品質管理)方法に基づく照合結果を書類としてまとめ、工事監理者に提出してください。

- ⑧基礎の支持地盤の選定、長期許容応力度の算定根拠となる地盤調査報告書の原本
⑨地盤改良等を行う場合の施工要領書又は認定書(写し)
⑩確認申請における建築基準関係規定に適合する工事を実施したことを示す自主検査記録原本

3 工事監理者が行う照合方法

- (1)工事施工中において、照合項目ごとの工事過程で必要な立ち合いを行い、確認済証に添付された図書との照合を目視又は計測により行ってください。
(2)使用材料(設備を含む)の品質等については、必要な試験や調査の立ち合いを行うとともに、施工者から提出される自主管理記録の内容を現場と照合を行ってください。
(3)工事施行者が実施した照合内容を確認し、適正な自主施工管理が行われていることを確認してください。

4 工事写真の撮影要領

工事写真は、施工者と工事監理者が項目ごとに記載した内容により、別途定める「工事写真撮影要領」に基づき撮影要領を協議したうえで撮影してください。
施工者は、工事写真を工事監理者の照合時に提出し、工事監理者は完了検査時に施工者とともに検査員の求めに応じて必要な写真を提示してください。
本撮影要領内容を網羅した工事全体の工事写真を撮影している場合は、これを代用することも可能です。
建築基準法第7条の5の検査特例の対象となる建築物は以下のとおり指定された写真の提出(添付)が必要です。

〔建築基準法施行規則(抜粋)〕
(完了検査申請書の様式)

第4条 法第7条第1項(法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による検査の申請書(次項及び第4条の4において「完了検査申請書」という。))は、別記第19号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

- 一 (省略)
二 法第7条の5の適用を受けようとする場合にあっては屋根の小屋根の工事終了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時、基礎の配筋(鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。)の工事終了時その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真(特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。)

建築主事 様

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者 _____

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容(以下の事項について申請図書の通り施工されたことを報告します。)

本工事監理報告書は、建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「省エネ適判」という。)を行った建築物(標準計算により省エネ基準に適合することを判定した建築物)を対象とし、建築基準法による完了検査申請チェックシートと併せて工事完了検査申請時に添付してください。
照合結果に記載されている照合した書類、工事写真については完了検査時に現場にて検査員が確認するものであり、添付の必要はありません。

項 目	報告事項	確認(照合)内容	確認(照合)を行った設計図書	照合結果(照合方法)		設計図書の内容について設計者に確認した事項	工事写真撮影要領
				施工者 照合欄	工事監理者 照合欄		
		左記項目及び報告事項に対応する建築物省エネ法令の規定に基づく検査の内容を示す。	※省エネ適判を受けた「エネルギー消費性能確保計画書」との照合	A:目視による照合 B:計測による照合 C:その他 ※A・B・Cの該当するチェックボックスに印する(複数可)。Cの場合は、欄外「備考」の該当する書類(番号①～④又はその他に書類名)を記載する。	A:目視による照合 B:計測による照合 C:その他 ※A・B・Cの該当するチェックボックスに印する(複数可)。Cの場合は、欄外「備考」の該当する書類(番号①～④又はその他に書類名)を記載する。		要・不要の区分 要の場合は ① 撮影すべき工程時期 ② 撮影場所 ③ 撮影箇所が複数の場合の抽出方法
1 基本事項	① 建て方、居室の構成等	住宅の建て方や居室の構成等を確認	平面図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
	② 床面積(主たる居室、その他の居室、吹き抜け等)	床面積を確認	平面図 用途別面積表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
2 外皮	① 熱的境界となる部位、面積	境界の位置と各部位の面積を確認	平面図 断面図	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
	② 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様、熱逦流率	境界部の仕様(屋根又は天井、外壁)の確認	平面図 断面図 各部詳細図 仕様書	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		要 ① 屋根、外壁など仕上げ施工前 ② 熱的境界部 ③ 部位ごと、仕様の異なるごとに1か所以上
	③ 窓の仕様、設置状況(付属部材や底の設置状況を含む)	窓、ドアの仕様の確認 ※5地域の場合は庇の施工状況を確認	平面図 断面図 各部詳細図 仕様書	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
	④ 熱橋部の断熱補強の状況	熱橋部の断熱補強の確認	平面図	☐ A ☐ B	☐ A ☐ B		要

	(4)構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲(鉄筋コンクリート造の場合)	仕様を確認 ※鉄筋コンクリート造の場合のみ該当	平面図 断面図 各部詳細図 仕様書	☐ C: その他	☐ C: その他		① 熱橋補強工事後 ② 熱橋施工箇所 ③ 部位ごと、仕様の異なることに1か所以上
	⑤基礎断熱部の基礎の状況、範囲等	基礎断熱の施工状況を確認	断面図 各部詳細図 仕様書	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		要 ① 基礎断熱工事後 ② 熱的境界部 ③ 部位ごと、仕様の異なることに1か所以上
3 暖房設備	①暖房方式、暖房設備機器の種類	設備の設置個所の確認	配置図 平面図 仕様書	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
	②暖房設備機器の仕様、性能	設備の施工状況を確認	仕様書 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
	③暖房設備等の設置状況	房設備の施工状況を確認	平面図 仕様書 各部詳細図 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
4 冷房設備	①冷房方式、冷房設備機器の種類	設備の設置個所の確認	配置図 平面図 仕様書	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
	②冷房設備機器の仕様、性能	設備の仕様と性能を確認	仕様書 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
	③冷房設備等の設置状況	設備の施工状況を確認	仕様書 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
5 換気設備	①換気方式、換気設備の仕様、性能	設備の形式、仕様及び性能を確認	仕様書 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
	②換気設備等の設置状況	設備の施工状況を確認	仕様書 各部詳細図 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要

6 給湯設備	①給湯設備の有無、熱源機の種類	設備の種類を確認	配置図 平面図 仕様書	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
	②給湯設備機器の仕様、性能	機器の仕様、性能を確認	仕様書 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
	③ふろ機能、給湯配管、水栓、浴槽の仕様等	ふろ機能、給湯配管、水栓、浴槽の仕様等を確認	仕様書 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		要 ① 給湯配管工事後 ② 配管隠蔽箇所 ③ 配管個所の最低1か所
7 照明設備	①主たる居室、その他の居室、非居室の照明設備の種類、制御等の設置状況	照明設備の種類、制御等の設置状況を確認	平面図 仕様書 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
8 太陽光発電設備	①パワーコンディショナの低下負荷効率	パワーコンディショナの低下負荷効率を確認	仕様書 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
	②太陽電池アレイの種類、容量	太陽電池アレイの種類、容量を確認	仕様書 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
	③パネルの設置状況	パネルの設置状況を確認	仕様書 各部詳細図 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
9. 太陽熱利用設備	①太陽熱利用設備の種類	太陽熱利用設備の種類を確認	仕様書 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
	②液体集熱式太陽熱利用設備の種類、品番	液体集熱式太陽熱利用設備の種類、品番を確認	仕様書 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
	③液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況	液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況を確認	仕様書 各部詳細図 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要

	④液体集熱式太陽熱利用設備の仕様、性能	液体集熱式太陽熱利用設備の仕様、性能を確認	仕様書 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
	⑤空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況	空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況を確認	仕様書 各部詳細図 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
10コージェネレーション設備	①コージェネレーション機器の品番、種類	コージェネレーション機器の品番、種類を確認	仕様書 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
	②逆潮流の有無	逆潮流の有無を確認	仕様書 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要

[備 考]

1 施工者が行う照合方法

(1) 省エネ基準に適合するために使用する材料にあつては、種類、品質、形状及び寸法を、設備機器類に関しては、仕様や規格及び性能について、材料又は機器類の納入時等において協力業者等から材料ごとの照合に、以下の必要な書類を提出させ、確認済証に記載の内容と照合したうえで、品質管理報告書としてとりまとめ、工事監理者に提出してください。

- ①断熱時や設備機器類の場合はJIS規格証明書又は認定書(写し)
- ②性能や品質を証明する必要がある材料は試験結果報告書等
- ③上記①から⑥の現場搬入が確認できる品質、形状及び寸法等が記された納品書

(2)断熱材や機器類の仕様、性能及び施工状況に関しては、施工者が作成した施工計画書や施工者が定めた施工管理(品質管理)方法に基づく照合結果を次の書類としてまとめ、工事監理者に提出してください。

④ 自主検査記録

2 工事監理者が行う照合方法

- (1)工事施工中において、照合項目ごとの工事過程で必要な立ち合いを行い、確認済証に添付された図書との照合を目視又は計測により行ってください。
- (2)使用材料(設備を含む)の品質等については、必要な試験や調査の立ち合いを行うとともに、施工者から提出される自主管理記録の内容を現場と照合を行ってください。

3 工事写真の撮影要領

工事写真は、項目ごとに記載した要領に基づき施工者が撮影して、工事監理者の照合時に提出してください。
 なお、本撮影要領内容を網羅した工事全体の工事写真を撮影している場合は、これを代用することも可能です。

省エネ基準工事監理報告書(仕様基準用)

年 月 日

建築主事 様

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者 _____

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容(以下の事項について申請図書の通り施工されたことを報告します。)

本工事監理報告書は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条に規定する、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為(仕様基準により省エネ基準に適合することを判定した建築物)を対象とし、建築基準法による完了検査申請チェックシートと併せて工事完了審査申請時に添付してください。
照合結果に記載されている照合した書類、工事写真については完了検査時に現場にて検査員が確認するものであり、添付の必要はありません。

項 目	報告事項	確認(照合)内容	確認(照合)を行った 設計図書	照合結果(照合方法)		設計図書の内容について設計者に確認した事項	工事写真撮影要領
				施工者 照合欄	工事監理者 照合欄		
		左記項目及び報告事項に対応する建築物省エネ法令の規定に基づく検査の内容を示す。	建築基準法施行規則第1条の3に規定する図書等のうち、照合を行った図書 ※確認済証添付図書との照合	A:目視による照合 B:計測による照合 C:その他 ※A・B・Cの該当するチェックボックスに印する(複数可)。Cの場合は、欄外「備考」の該当する書類(番号①～④又はその他に書類名)を記載する。	A:目視による照合 B:計測による照合 C:その他 ※A・B・Cの該当するチェックボックスに印する(複数可)。Cの場合は、欄外「備考」の該当する書類(番号①～④又はその他に書類名)を記載する。		要・不要の区分 要の場合は ① 撮影すべき工程時期 ② 撮影場所 ③ 撮影箇所が複数の場合の抽出方法
2 外皮	①断熱材の仕様、設置状況	外皮の各部位の断熱材の仕様、設置状況を確認	平面図 立面図 断面図 仕様書	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		要 ① 屋根、外壁など仕上げ施工前 ② 熱的境界部 ③ 部位ごと、仕様の異なるごとに1か所以上
	②構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲(鉄筋コンクリート造の場合)	熱橋部の断熱補強の仕様を確認 ※鉄筋コンクリート造の場合のみ該当	平面図 断面図 各部詳細図 仕様書	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		要 ① 熱橋補強工事後 ② 熱橋施工箇所 ③ 部位ごと、仕様の異なるごとに1か所以上
	③窓の仕様、設置状況(付属部材や庇の設置状況を含む)	窓、ドアの仕様の確認 ※5地域の場合は庇の施工状況を確認	平面図 立面図 各部詳細図 仕様書	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
	①暖房方式	設備の設置個所の確認	配置図 平面図 仕様書	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
				☐ A ☐ B	☐ A ☐ B		

	②暖房設備の仕様、設置状況	設備の仕様と性能を 及び施工状況を確認	平面図 仕様書 各部詳細図 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
4 冷房設備	①冷房方式	設備の設置個所の確認	配置図 平面図 仕様書	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
				☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		
	②冷房設備の仕様、設置状況	設備の仕様と性能を 及び施工状況を確認	平面図 仕様書 各部詳細図 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
5 換気設備	換気設備の仕様、設置状況	設備の仕様、性能及び 施工状況を確認	平面図 仕様書 各部詳細図 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
6 給湯設備	給湯設備の仕様、設置状況	設備の仕様、性能及び 施工状況を確認	平面図 仕様書 各部詳細図 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要
7 照明設備	非居室の照明設備の 仕様、設置状況	設備の仕様、性能及び 施工状況を確認	平面図 仕様書 機器表	☐ A ☐ B ☐ C: その他	☐ A ☐ B ☐ C: その他		不要

工事写真撮影要領[木造軸組構法用]

1 本要領の基本的事項

工事写真の撮影要領は、工事監理業務をはじめ工事実施のための仕様書などに別途定められている場合があります。
本要領は、建築基準法に基づく完了検査において、検査員が隠蔽部分などの工事実施状況等を確認できない部分を写真によって確認することを目的としています。
工事完了検査時に確認する写真は、工事監理業務等において撮影した写真によって代用することも可能です。
撮影した写真は、建築基準法第7条の5の検査特例の対象となる建築物は指定された写真の提出(添付)が必要となります。
法第7条の5の検査特例の対象以外の建築物については、申請書への添付(提出)の必要はなく、検査員の求めに応じて、現場にて提示いただきます。

2 工事写真の仕様

建築基準法第7条の5の検査特例の対象となる建築物については、以下の仕様を参考に作成して完了検査申請書に添付してください。
法第7条の5の検査特例の対象以外の建築物に関しては特に仕様はありませんが、建築基準関係規定に適合していることが確認できる写真とします。

- ①工事写真は、原則デジタル写真とします。
- ②色彩は、原則カラーとします。
- ③サイズは問いませんが、A4台紙に6枚程度収まるサイズとし、法適合確認が可能な被写体、サイズとします。

3 完了検査において提示を求める工事写真の撮影方法

(1) 撮影対象

工事完了検査において、目視、簡易な計測あるいは動作確認を行うことができない事項について、下表に示す工程、撮影箇所等を基本とします。

(2) 撮影方法

工事写真撮影に当たっては、原則として、次の項目のうち必要な事項を記載した黒板(白板)を文字が判読できるよう撮影対象とともに写し込むものとする。
① 工事物件名 ② 工事種目 ③ 撮影部位 ④ 寸法、規格、表示マーク(撮影対象により記載) ⑤ 撮影時期
以下必要に応じて ⑥ 施工状況や⑦ 立会者名、受注者名
なお、必要に応じて写真台帳に施工状況などを付記することとします。

※撮影時期、撮影の方法及び撮影箇所はあらかじめ施工者と工事監理者との間で協議して確認しておいてください。

照合項目		照合内容・基準等	撮影の 要不要	工事写真撮影要領
		照合内容		
項 目	確認を行った部位・材料の種類等	左記検査項目に対応する建築基準法令の規定に基づく検査の内容を示す。	○必要 ×不要 △条件により必要	要の場合 ① 撮影時期(工程) ② 撮影方法、内容等 ③ 撮影箇所数
敷地の形状、高さ、衛生及び安全	敷地	敷地の高低差、形状、がけ等の状況、接道状況確認	×	
	擁壁	構造、形状、寸法の確認	△	※擁壁の構造により以下の要領を適宜採用する。
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む)の種類、品質、形状及び寸法	支持地盤	支持地盤の位置、種類、支持力等の確認 地盤調査結果の(地質、地盤の許容応力度等)確認 地盤補強等の場合は工法と品質の確認	○	[支持地盤の確認] ① 根切り終了後 ② 根切り底について、地盤調査結果報告書において支持地盤とされている地質の状況が確認できるよう撮影するとともに、設計地盤からの根切り底の位置(深さ)をメジャー等を用いて計測した状況を撮影 ③ 根切り深さが異なるごとに代表箇所1か所以上を撮影(深さがすべて同一の場合は、建築物の四隅を最低撮影箇所とする。) [地盤補強工事実施の場合] ① 地盤補強工事施工時における工程段階ごと(現況地盤の状況、補強する現況地盤の掘削終了時の掘削深さの確認、補強材の品質確認、地盤補強工事施工実施状況、補強後の設計地盤の確認) ② 地盤補強材の品質、掘削深さ、補強方法の品質、設計地盤について、それぞれの工程段階で期待される地耐力であることが確認できた状況を撮影 ③ 材料は搬入材ごと、現況地盤、掘削深さを含め施工状況及び補強後設計地盤は、上記確認ができる個所の代表箇所1か所以上を撮影(深さがすべて同一の場合は、建築物の四隅を最低撮影箇所とする。)
	木材	品質(規格、節・腐れ等)及び部材の種類、形状寸法の確認	△	※設計仕様の材料品質が納入者からの証明書や納品書等で確認できる場合は不要 ① 造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる木材の加工又は現場搬入時 ② 構造耐力上主要な部分(壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。))に用いる材料の品質が確認できる写真 ③ 部材ごと、仕様の異なるごとに撮影
	コンクリート	品質(JIS規格、大臣認定)及び形状、寸法、仕上状況の確認	△	※設計仕様の材料品質が納入者(JIS規格認定工場)からの証明書や納品書等で確認できる場合は不要
	鉄筋	品質(JIS規格、大臣認定)及び形状、寸法の確認	△	※設計仕様の材料品質が別項目(基礎)においてロールマークの撮影やタグ、ミルシート、納品書等によりJIS規格品であることが確認できる場合は写真不要 ①材料の現場搬入時 ②鉄筋のロールマークあるいはタグを撮影 ③搬入単位で、かつ種別ごとに撮影
	屋根材	材料の仕様、品質、形状、寸法及び不燃材を求められる地域では仕様不燃材としての仕様の確認	△	(下地材等の隠蔽部分などにおいて完了検査時に確認できない材料や工法により工事を実施した場合は写真撮影を行う。) ① 下地材等の隠蔽部分の工事実施時 ② 下地等の設計仕様が確認できる写真(下地材等の寸法、間隔等に基準がある場合は確認できるようメジャー等を用いて計測した状況を撮影 ③ 仕様の異なるごとに代表箇所1か所以上撮影
	外壁材	材料の仕様、品質、形状、寸法及び防火材料を求められる地域では延焼のおそれのある部分等の仕様の確認	△	(下地材等の隠蔽部分などにおいて完了検査時に確認できない材料や工法により工事を実施した場合は写真撮影を行う。) ① 下地材等の隠蔽部分の工事実施時 ② 下地等の設計仕様が確認できる写真(下地材等の寸法、間隔等に基準がある場合は確認できるようメジャー等を用いて計測した状況を撮影 ③ 仕様の異なるごとに代表箇所1か所以上撮影
	接合金物	接合箇所ごとに適合した仕様(形状、寸法、品質)の確認	×	※別項目の土台、柱等の施工状況において金物の仕様を撮影する。
	アンカーボルト	形状、寸法、品質の確認	×	※別項目の土台、柱等の施工状況において金物の仕様を撮影する。

主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等	柱とはりとの接合部分	柱頭部の接合方法の確認	○	① 建前終了(接合金物施工完了)時 ② 接合箇所(金物接続箇所以外を含む)の状況を撮影 ③ 1階及び2階ごと、また、仕様(金物等)の異なるごとに代表箇所1か所撮影
	筋交い端部の接合部分	端部の接合方法及び欠き込み部の補強方法の確認	○	① 建前終了(接合金物施工完了)時 ② 筋かい端部(上下)の接合状況の撮影とたすき掛けにおいて欠きこみを行い補強を行った箇所がある場合は補強状況を撮影 ③ 仕様の異なるごとに各階ごとに代表箇所(筋かい補強を含む)撮影
	柱と土台の接合部分	柱脚部の接合方法の確認	○	① 建前終了時(接合金物施工完了)時 ② 接合箇所(金物接続箇所以外を含む)の状況を撮影 ③ 仕様の異なるごとに代表箇所1か所
	土台と基礎との接合部分	基礎との緊結状況(アンカーボルト及びホールダウン金物の材質、形状、寸法及び配置)の確認	○	① アンカーボルト及びオールダウン金物セット時(コンクリート打設前)と建前終了(接合金物施工完了)時 ② アンカーボルト等の設置状況を仕様を確認でき、埋め込み深さが確認できるようメジャー等を用いて計測した状況を撮影 また、アンカーボルト又はホールダウン金物の座金、ナットの仕様を確認できるよう撮影 アンカーボルトは、柱からの設置距離及びボルト設置間隔が確認できるようメジャー等を用いて計測した状況を撮影 ③ 上記の撮影箇所ごと、また、仕様の異なるごとに代表箇所(最低4か所)撮影
	基礎鉄筋の接合部分	継手個所の状況及び重ね長さの確認	○	① 基礎鉄筋配筋終了時 ② 鉄筋の継手箇所がある場合は、当該箇所を重ね継手の場合はその長さが確認できるようメジャー等を用いて計測した写真 ③ 仕様の異なるごとに代表箇所(最低1か所)撮影
	屋根材	屋根葺き材の緊結状況の確認	○	① 屋根葺き施工(屋根材の緊結を行った時期)時 ② 屋根材の緊結の基準(材料及び工法)が確認状況を撮影 ③ 材料及び仕様(瓦の場合は、けらば、軒、平部ごと)の異なるごとに代表箇所(1階及び2階ごとに切り妻の場合2面を基本に各面、寄棟等の場合4面を基本に各面)を撮影
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ	基礎	基礎の種類及び位置、くいの工法、長さ、径、位置、偏心による補強、底版寸法、主筋の径、本数、位置、定着	○	【基礎配筋状況】 ① 基礎の配筋完了時 ② 鉄筋のJIS規格が確認できるようロールマーク部分を撮影 設計のとおり配筋されていることをメジャー等を用いて計測した状況を撮影 基礎補強筋のフックの施工状況を撮影 鉄筋のかぶり厚が確認できるようメジャー等を用いて計測した状況を撮影 ③ 基礎の配筋が異なる箇所ごとに代表箇所を全体が確認できるよう撮影 【基礎の形状等の状況】 ① 基礎コンクリート打設及び打設後(埋め戻し前) ② 基礎底盤の設計地盤からの深さ、立ち上がりの厚さ及び布基礎の場合は底盤の幅及び厚さが確認できるようメジャー等を用いて計測した状況を撮影 【くい施工の場合】 ① くい施工時 ② くいの形状、品質、寸法が確認できるよう撮影するとともに、くいの長さが確認できるようメジャー等を用いて計測した状況を撮影 ③ くいの長さや仕様の異なるごとに代表箇所(最低4か所)を撮影
	土台	位置、形状、寸法の確認及び基礎との緊結状況(アンカーボルトの材質、形状、寸法及び配置)	○	「土台と基礎との接合部分」の写真を兼ねる
	柱	位置、形状、寸法の確認及び柱の小径基準を下回る欠き取る場合の補強方法の確認	△	(欠き取る場合は要) ① 欠き取り部補強後 ② 欠き取り部補強状況が確認できる写真 ③ 補強箇所最低1か所
	はり	位置、形状、寸法の確認及び構造耐力上支障のある欠きみがないことの確認	×	
	筋交い	位置、形状、寸法の確認及び欠き込み部の補強	○	【筋かいの配置、形状、寸法】 ① 建前完了時 ② 筋かいを施工した軸組全景がわかるよう撮影するとともに、筋かいの寸法が確認できるようメジャー等を用いて計測した状況を撮影 ③ 全景は建築物外周4面及び内部に設置している場合は代表箇所4か所 形状、寸法が確認できる写真は、仕様の異なる筋かいごとに代表箇所(最低4か所)撮影 【筋かいを欠き取る場合】 ① 欠き取り部補強後 ② 欠き取り部補強状況が確認できるよう撮影 ③ 仕様が異なるごとに補強箇所最低1か所を撮影
	壁・耐力壁・準耐力壁	位置、形状、寸法の確認及び耐力壁等の仕様	○	① 構造耐力上主要な軸組又は耐力壁工事終了時 ② 耐力壁配置の全景がわかるよう撮影するとともに、耐力壁を構成する材料の仕様(形状、寸法)がわかる写真と施工方法が確認できるよう撮影 くぎ等のピッチが基準となる工法は、下地材の仕様の写真とともに、くぎのピッチが確認できるようメジャー等を用いて計測した状況を撮影 ③ 全景は建築物外周4面及び内部に設置している場合は代表箇所4か所 耐力壁の仕様(形状、寸法)の異なるごとに代表箇所(最低4か所)撮影
	床	位置、形状、寸法の確認及び火打ち材の設置状況の確認	○	① 火打ち材設置後 ② 材の設置状況 ③ 小屋及び床(2階及び1階)代表箇所4か所を撮影
	屋根 小屋組み	位置、形状、寸法の確認及び必要な振れ止めの設置状況	○	① 屋根の小屋組の工事終了時 ② 小屋組みの振れ止めの材料の仕様及び設置(くぎ等による接合方法)状況を撮影した写真 屋根下地について、母屋、垂木等の配置と接合(くぎ等による接合方法)状況を撮影した写真 ③ 1階及び2階の屋根面ごとに代表箇所(最低4か所)を撮影
	建築物全体	建築物の形状、高さ、断面寸法の確認	×	
	構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻措置及び状況	地盤から1m以内の部分の土台、柱筋交い	○	① 防腐、防蟻処理実施後又は処理材施工時 ② 材料の仕様を確認できる写真あるいは処理、施工実施状況の確認できる写真 ③ 薬剤注入材は材料搬入時の写真 現場施工等の場合は代表箇所(最低4箇所)撮影

	外壁の下地	外壁内部の防腐措置の確認	○	① 外壁下地施工時 ② 下地防腐処理状況が確認できる写真 ③ 仕様の異なるごとに代表箇所(最低4面)撮影
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況	※住宅の場合は一般に該当しない		×	
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積	内装仕上げ材	仕上材の種類、仕上状況の確認及び石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置の確認	×	
	内部建具	同上	×	
	各種設備機器の面材	同上	×	
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ	火気使用室の天井、壁	材料の種類(準不燃材等の仕様であることなど)、仕上げ状況の確認	×	
開口部に設ける建具の種類及び大きさ	外部開口部	防火設備の仕様、必要採光、換気面積への適合状況の確認	×	
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況(区画貫通部の処理状況を含む)	配管、配線	材料の仕様(種類、形状、寸法)、品質の確認	△	※設計仕様の材料品質がメーカー証明書や納品書等で確認できる場合は不要 ① 各設備配管、機器施工時 ② 設計仕様の材が搬入されていることがわかる写真 ③ 仕様の異なるごとに撮影
	給水設備	施工状況の確認	○	① 配管、機器施工時 ② 隠ぺい部分(特に土中配管とスリーブ配管)の施工状況がわかる写真 ③ 仕様の異なるごとに代表箇所(最低4か所)
	排水設備	施工状況の確認	○	① 配管、機器施工時 ② 隠ぺい部分(特に土中配管とスリーブ配管)の施工状況がわかる写真 ③ 仕様の異なるごとに代表箇所(最低4か所)撮影
	浄化槽	仕様、品質及び設置状況の確認	△	※設計仕様の材料品質がメーカー証明書や納品書等で確認できる場合は不要(一般に型式認定品である場合を想定している。)
	電気設備	施工状況及び完了後の検査結果の確認	○	① 配線、機器施工時 ② 隠ぺい部分の施工状況がわかる写真 ③ 仕様(電線種類)の異なるごとに代表箇所(使用長さが短い場合は1か所その他は4か所)撮影
	ガス設備	施工状況及び完了後の検査結果の確認	○	① 配管、機器施工時 ② 隠ぺい部分(特に土中配管とスリーブ配管)の施工状況がわかる写真 ③ 仕様の異なるごとに代表箇所(最低4か所)撮影